

むつ市議会第204回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成22年6月21日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）7番 鎌田 ちよ子 議員

（2）8番 目時 睦 男 議員

（3）2番 新谷 泰 造 議員

（4）9番 野呂 泰 喜 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	澤	藤	一	雄	2番	新	谷	泰	造
3番	浅	利	竹	二郎	4番	工	藤	孝	夫
5番	横	垣	成	年	6番	新	谷		功
7番	鎌	田	ち	よ子	8番	目	時	睦	男
9番	野	呂	泰	喜	10番	川	端	一	義
11番	中	村	正	志	13番	佐々	木	隆	徳
14番	菊	池	広	志	15番	半	田	義	秋
16番	千	賀	武	由	17番	白	井	二	郎
18番	山	本	留	義	19番	岡	崎	健	吾
20番	馬	場	重	利	23番	高	田	正	俊
24番	村	川	壽	司	25番	富	岡	幸	夫
26番	斉	藤	孝	昭	27番	村	中	徹	也

欠席議員（3人）

12番	富	岡		修	21番	山	崎	隆	一
22番	川	端	澄	男					

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	野	戸	谷	秀	樹
教員 委員 会長	山	本	文	三	教育長	遠	島			進
公営 企業 管理者	遠	藤	雪	夫	代 監 査 委 員	小	川	照	久	
選挙 管理 委員長	佐	々	木	鉄	農 委 会 職 務 代 理 員	福	永	忠	雄	
総 政 策 部 長	阿	部		昇	会 管 総 政 理 出 納 室 長	澤	畑	正	敏	
財 務 部 長	下	山	益	雄	財 税 調 整 部 務 監	赤	田	比	等	史
民 生 部 長	齋	藤	秀	人	保 健 福 祉 部	鴨	澤	信	幸	
経 済 部 長	櫛	引	恒	久	建 設 部 長	山	本	伸	一	
選挙 管理 委員 局長	成	田	晴	光	監 査 委 員 長	石	田	武	男	

農委會 農務局 局長	吉田	薰	教育部長	佐藤節雄
公企業局 畑庁 舎長	佐藤	純	川内庁舎長	布施恒夫
大所 總政政推 財政推 民政推	若松	一通郎	脇野所 舎務課 策理課	片山山俊
務部策監 部策監	伊藤	道郎	務部事務課 務理課	花山野
部策監	奧川	清次郎	部事務課 生理課	石野
部策監	奧島	慎一	民部課 生理課	工藤
部事務課 生理課	山田	邦夫	經副農課 濟理課	室館利光
部策監	清藤	巡一	建副土 設理課	齊藤鐘司
部事務課 生理課	鏡谷	晃	教委事務推 員務課	安藤哲雄
育會局事務課 事務課	高坂	浩二	總政總 策務主	野藤賀範
務部調整長 部保課幹	高橋	聖	財務課 務課	畑中恒治
部民少長 部光長	橋本	敬司	民環政 生策主	金浜盛雄
部光長 部市課幹	猪口	和則	保福障 社福	丸岡弘人
部市課幹	柳谷	孝志	建土 設木主	二本柳茂
建都建 設築主	荒谷	保	建下 設水	杉山重行

舎社長
庁福 野 福
畑民 策務
大市課 協庁市課 総政総主

山 本 實
鳴 海 秀 春
栗 橋 恒 平

舎設長
庁建 部境課幹
畑業 生 策
大産課 民環政主

阿 部 等
加 藤 博

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主任主査

須 藤 徹 哉
濱 田 賢 一
石 田 隆 司

次 長
総括主幹
主 事

澤 谷 松 夫
金 澤 寿 々 子
井 戸 向 秀 明

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、鎌田ちよ子議員、目時睦男議員、新谷泰造議員、野呂泰喜議員の一般質問を行います。

◎鎌田ちよ子議員

○議長（村中徹也） まず、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。7番鎌田ちよ子議員。

（7番 鎌田ちよ子議員登壇）

○7番（鎌田ちよ子） おはようございます。7番、公明党、鎌田ちよ子です。むつ市議会第204回定例会に当たり一般質問をいたします。

国にあっては、国民の審判を受けることなくどたばたと総理大臣が交代されました。社会保障に係る財源の確保と税制改革にこのたびはきちんと道筋をおつけになるのかどうか注目しているところ

であります。

本市にとっても、財源問題は他人事ではありません。基盤づくりとして、持続可能な税収構造がありますが、担税力のある市民をふやすという施策が重要であり、こうした施策の的となっているのがデュークスと言われる仕事と子育ての両立を希望する共稼ぎ夫婦です。本市の将来を見据えたとき、施策の真ん中に据えるべきはワーク・ライフ・バランスであり、具体的には保育の拡充と雇用の創出です。このたび委託事業として開所されましたむつ市病後児預かり室「おひさまルーム」ですが、仕事を持ちながら子育てに頑張っている方々への大きな励みになるとご期待申し上げ、通告に従い3点にわたり一般質問をいたします。市長並びに教育委員長におかれましては、明快かつ具体的なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

質問の1、障害者支援について、その1、視覚障害者の情報バリアフリーの推進についてお伺いいたします。全国では、視覚に障害を持つ方は40万人ほどおられ、その7割以上の方は糖尿病など後天的に障害を持たれているため、点字が読める方は10%弱にとどまっています。こうした視覚障害者の方への行政情報などの提供方法は、点字以外に音声テープなどがありますが、まだまだ十分とは言えない状況です。特に納税や年金、保険といったプライバシー情報、行政の各種広報印刷物など、紙媒体である生活情報は自立した生活と社会参加に欠かせない情報ですが、自分一人では十分に確認することができず、人に頼ることが多い状況です。そのため、こうした生活情報を視覚障害者の方々に提供する手段として、音声コードと活字文章読み上げ装置による方法があり、厚生労働省の日常生活用具の対象機器になっています。情報格差が生じないためにも、行政による総合的支援が必要です。視覚障害者の現状についてお伺いいたします。

次に、障害者雇用についてお伺いいたします。厚生労働省による障害者雇用状況の現状につきましては、障害者の就労意欲の高まりや企業のCSR社会的責任、意識の高まりの中で障害者雇用は着実に進展、平成20年の法改正において、障害者雇用、納付金制度の中小企業への適用拡大、短時間労働者の雇用義務対象への追加などを行い、障害者雇用を促進しています。実雇用率は、平成20年に1.59%まで向上していますが、法定雇用率1.8%を下回った状態にあり、特に中小企業における改善がおこなわれているなど、雇用環境は依然として厳しいと発表されました。本市における企業の障害者雇用率達成の現状、市役所の雇用状況もあわせてお示しください。障害者の方の自立には、福祉関係者の方々と企業の協力が不可欠です。障害者の方の雇用拡大の施策についてお伺いいたします。

質問の2は、交通安全対策、高齢者の交通事故対策についてであります。毎年国民の100人に1人が交通事故により死傷し、国内では記録の残る昭和43年以降毎日交通死亡事故が発生している状況が続いています。2008年度の交通事故件数を年齢別に見ますと、16歳から24歳までの若者の交通事故件数が前年に比べ13%以上も減少するなど、全体として減少傾向にありますが、60歳以上の運転者が起こす事故はここ数年逆に増加傾向にあり、65歳以上の事故は1998年に比べ、この10年間で1.87倍と2倍近くに、また75歳以上に至っては2.75倍と3倍近く増加しています。この背景には、運転免許保有者に占める高齢者の割合の増加があると思います。高齢社会ゆえの数値であります。

2008年度の運転免許保有者約8,050万人に占める65歳以上の割合は14.7%で、10年前の1.86倍、75歳以上では同じく2.72倍とほぼ事故件数の伸びと一致しています。高齢者の事故の特徴は、交差点での出会い頭の事故や右折時の事故が多く、原

因は安全の不確認、前方不注意の割合が多く、二輪車では操作不適の割合が高くなっており、加齢からくる運動能力の衰えによると報告されています。

こうした事態に警視庁では、高齢など身体機能低下などの理由で運転免許が不要になった方を対象に1998年から運転免許の自主返納制度を導入いたしました。2002年度からは、道路交通法を改正し、希望する返納者に対し、運転はできないものの、これまで運転免許証が果たしてきた身分証明にかわる証明書として運転経歴証明書を発行しています。運転免許自主返納サポート、シルバーサポート制度に取り組んでいる自治体は、運転免許証明書を提示しますと、店舗や施設などさまざまな特典が受けられるなど、自治体独自で返納を促す取り組みが行われています。

1、本市の運転免許保有者に対する高齢者の割合について。

2、返納者を促す取り組みなど高齢者の交通事故防止に向けた取り組み方についてお伺いいたします。

質問の3は、教育行政についてお伺いいたします。教育の目的は機械をつくることではない、人間をつくることであると講演会で伺いました。教育こそ人間が人間らしく人格と知性を持って生きるための最も重要な仕事であり、文化の発展、民俗の交流、世界平和を実現するためにも果たす役割が大きいと確信いたします。約2,300年前、中国の思想家孟子の言葉に「天下の英才を得てこれを教育するは三の楽しみなり」と。このとき東洋において初めて教えかつ育てるといふ、教育という新しい概念が生まれたと伺いました。よき種はよき苗となり、花が咲き、実がなるように、よき少年はよき青年となり、よき社会のリーダーと育つと言われます。今定例会初日の8日、遠島教育長は就任ごあいさつの中で、地域の子供は地域で

育てると話されました。長年教育現場で培われてきた真の教育者としての熱い思いに心から共感いたしました。市長は、「こどもは地域のたからもの」と事あるごとに話され、特に教育、福祉には思いやりの施策を展開しておられます。これからの本市の教育行政の重点的指針、独自の教育ビジョンをどのように持っておられるのでしょうか伺いたします。

以上、3項目について質問いたしました。明快かつ具体的なご答弁をお願い申し上げまして、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、障害者支援についてのご質問の第1点目、視覚障害者の現状についてお答えいたします。むつ市内の視覚障害者の現状については、平成22年3月31日現在で18歳未満が1名、18歳以上が158名おり、総人数は159名となっております。

次に、視覚障害者の情報バリアフリーの推進についてのご質問ですが、視覚障害のある方が社会活動を行う際に障害となるものを取り除き、支障なく情報通信を利用できるような取り組みについては、私も少なからず認識しております。議員が取り上げました音声コードも、その一つであり、情報バリアフリーに対応した次世代型コミュニケーションツールと言えるかと思えます。

今後に当たりましては、機器の完成度の推移を見守りつつ、利用者のニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、障害者雇用率達成についてのご質問にお答えいたします。まず、当市の障害者雇用の現状についてお答えいたします。むつ市全体の障害者雇用率は、平成21年6月1日時点で1.68%であり、むつ市役所の雇用状況については、平成21年6月

1日時点で1.89%といった障害者雇用率であります。また、議員お尋ねの障害者雇用率達成の現状ということになりますと、一般の民間企業の法定雇用率1.8%と比べて0.12%、当市役所については、国、地方公共団体の法定雇用率2.0%と比べて0.11%下回っていることとなります。なお、昨年度はむつ市職員の採用試験において、身体障害者の採用枠を設けるなど、むつ市役所も一事業者として障害者雇用に対する一定の配慮をしております。

次に、障害者雇用拡大の施策についてのご質問であります。障害者の方の自立を実証へつなげるためのプロセスとして、障害者を雇用される事業主への支援体制を実施しているハローワークの支援利用、むつ市地域自立支援協議会、あるいはむつ養護学校で主催している就労連絡会等の情報を共有しており、障害者の自立へ向けた意識は広がりつつあると感じています。地域を取り巻く経済情勢は、長引く景気の低迷等もあり、厳しい状況にありますが、障害者の方々の自立へ向けた情報の共有を起点とし、今後も施設、学校、企業、ハローワーク等の関係機関と連携しつつ、障害者雇用の拡大に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、交通安全対策についての高齢者の交通事故対策についてであります。むつ市の平成21年中の交通事故件数は244件で、3名の方がお亡くなりになっております。そのうち高齢者の方が2名で、内容といたしましては、踏切事故で1名、夕方の道路横断で1名の方が亡くなっております。

さて、この現状を踏まえて交通事故対策として、踏切死亡事故ではむつ警察署、JR、むつ地区交通安全母の会、赤川町内会、交通指導隊、むつ地区交通安全協会、むつ市で構成された赤川地区更正踏切死亡事故の検討会が開催され、市に対しまして、一時停止の看板の設置要望が出され、むつ

管内の警報器、遮断機のない踏切第4種踏切7カ所に28本のストップ警告看板を設置しております。また、市政だより、エフエムアジュール等でのPR活動を展開し、毎年春には交通安全パレードを行い、市内の町内会、婦人会、老人クラブ、自衛隊等各団体が総勢380人の大規模な運動を展開して啓蒙に努めているところであります。さらに、季節の節目節目に国あるいは県と歩調を合わせた交通安全運動として、むつ警察署、交通安全協会、交通指導隊、むつ市交通安全母の会連合会との連携のもと、各種交通安全運動を展開しております。具体的には、シートベルト、チャイルドシート着用率向上むつ6月作戦、夏の交通安全街頭活動など、自ら先頭に立って行っているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、本市の運転免許保有者に対する高齢者の割合についてであります。平成21年では、むつ市の免許証の保有者数は1万5,612名で、そのうち高齢者の保有者数は5月末現在で4,758人で、約30%となっております。

次に、免許証の返納を促す取り組みなど、高齢者の交通事故防止に向けた取り組み方についてであります。平成21年の管内の免許証返納者は2名にとどまっております。この背景には、生活するうえで車の利便性が高いことや、免許証を身分証明書として使用するためと思われます。今後においても、各関係機関との高齢者対策の協議を重ねていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

3点目の教育行政につきましては、教育委員会より答弁いたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 鎌田議員の市独自の教育ビジョンについてのご質問にお答えいたします。

むつ市の教育につきましては、むつ市長期総合

計画に基づき、学校教育及び社会教育を含めたむつ市の教育に関する将来像を実現するために、教育委員会において策定した教育基本計画に沿って各種事務事業を展開しているところであります。とりわけ義務教育に関しましては、平成20年度にむつ市教育プランを策定して、小中一貫教育を基軸とした学校教育の体制を示し、それに向けた取り組みを実施しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、私がこの任について2カ月ほどになるわけではありますが、ここで私のこの地域の教育に対する思いの一端を申し述べたいと思います。

私は、高校で長年勤務してまいりましたが、退職が近づいてからは生徒に対して、大学で学び、あるいは企業でキャリアを積んで専門性を身につけたら、ふるさとの振興のために地元に帰ってきてほしいと訴えてまいりました。もちろん生徒の人生は生徒自身のものです。したがって、そのことを決めるのも生徒自身が決めることであります。しかし、地方はこれまで中央に人材を送り続けてまいりました。先輩たちは各地で活躍していますが、その結果、現在格差社会と言われるように、地域による格差が広がってきました。これまで私を含めた高校教師は、地元での雇用機会の少なさから、各地に羽ばたいて活躍することを勧めてきました。もちろんいずれは帰ってきてほしいという気持ちがあっても、そのことは口に出せませんでした。しかし、今や地元で雇用機会が少ないから帰ってきてほしいと言えないとは言いづらくなりました。地元も雇用機会の確保に知恵を出し、努力しなければなりません。生徒自らが地元で企業を起こすなど、地域の振興に力を尽くしたいという人が出てきてくれることを期待しますとお願いをし続けてきました。

また、むつ下北は医者や弁護士や地元出身の教員が足りない、これまでは、外の力に頼らざるを

得なかった。しかし、もう外の力に頼るのは限界に来ているのではないか。外の力を当てにせず、地元のことは、地域のことは地域の者が担わなければならないとも訴えてきました。生徒は、これに対して、「校長がいつも言う地元の生徒が下北の将来を担っていかなければならないという言葉のとおり、私たちの成長を温かく見守ってくれたこの下北に感謝の気持ちをあらわすためにも、さらに生き生きとした下北にするためにも、私たちが行動しなければならない。すぐにとはいかないが、さまざまな知識や技術を身につけて、必ず戻ってくるので、下北の未来は私たちに任せてください」と応じてくれます。

そのような経験を経て、私は一人一人を大事にした教育、ふるさとに育ててもらったという感謝の気持ちを抱かせる教育、将来なりたいことの夢や希望がかなう教育として学力向上を目指したいというふうに考えております。

教育の成否は教員の力によるところが大きく、小中一貫は教員の意識を変える大きな力になります。9年間を見通した教育課程により各学年に必要な知識、技能を確実に習得させることを目指す大きな力になるものと確信し、その方策としての小中一貫教育を強力に推進したいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（鎌田ちよ子） 3項目にわたる丁寧なご答弁をいただきました。ありがとうございます。また、教育長におかれましては、熱い思いを聞かせていただきありがとうございます。再質問と要望等を申し上げます。

まず最初の再質問は、質問の1の障害者支援、市長からも音声コードについても、その旨のお答えがございましたが、実は国の補助事業で2008年度、第2次補正予算で読み上げ装置の購入や職員

などを対象とした研修会の実施に充てられる予算が確保されています。読み上げ装置導入には100万円、研修会の実施には30万円を上限として、全額国から補助され、本年度も継続されている補助事業です。関係機関を巻き込んだ研修会の実施に向けた取り組みについてお伺いいたします。青森県としては、本年度実施予定と報告を受けております。本市の状況をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいまの一般質問で、初めて不明を恥じなければいけない部分がありました。音声コードなるものがまず何なのかということから勉強させていただきました。そしてさまざまその資料、またさまざまな情報をつかみました。その中でこの情報環境のインフラ構築は非常に私も重要なことであるという認識は壇上でも答弁いたしましたけれども、その中で音声コードが導入されますと、各種申請書とか、また病院のほうでの処方せん、それから公共料金の通知、こういうふうなことで、視覚障害の方々の障壁を、障害を取り除くというふうな非常に利便性が期待される場所でもあります。ただ、この音声コード作成については、印刷が鮮明でなければいけない、それからQRコードみたいな形のものであって、そうすると視覚が不自由ですので、コードのあるところに切り欠きをしなければいけないと、こういうふうなところが非常にまだこれから行政のほうでそれがしっかり対応できるのかどうか。それから、つまりコード位置、これを確認することができるのかどうか、そういうふうなことについてもやはり研究をしていかなければいけないだろうと。つまり発信する側と受信する側、視覚に障害をお持ちの方々、また行政は発信をする、そういうふうなことのベストな関係、つまりそれができることによってコミュニケーションツールとして、これは普及していくのではないかなと、こん

な思いをいたしました。

さらに、情報によりますと、平成21年度は、文字情報を暗号化したコードを音声化できる携帯電話の開発に努めなさいとかというふうな形、努めるというふうなことで研究課題として厚生労働省のほうから、そういうふうな形のプロジェクトが今進んでいるというふうな情報もありました。そういうふうなことでは、発信する側と受信する側をよく見きわめながら、本市としてもしっかりとこれは研究をしていかなければいけない事案であるというふうな思いを今いたしております。つまりその視覚障害の方、これは病気で途中から視覚が不自由になるというふうな方もあります。そういうふうな方々に対しまして、きめ細やかな行政としての対応、これはしっかりとこの部分、ツールとして今後開発される部分もありますので、しっかりと研究をさせていただき、また補助率のお話もございました。その制度もよく研究をさせていただいて、取り組みをしていかなければいけない事案であろうと認識をいたしております。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（鎌田ちよ子） 音声コードについてでございますが、音声コードとは2センチ四方の正方形の二次元コードに800文字の情報を盛り込めるもので、読み取り装置に通すと内容を読み上げてくれます。視覚障害者の中には、中途障害などで点字を利用できない方が多く、各種契約書や申請書、請求書など、また税金や年金、公共料金の通知、防災情報、行政サービス情報、また医療情報など日常生活全般にわたって、その内容がわからず、著しい情報格差にさらされている現状です。そうした格差を埋める技術として、日本で開発されたのがこの音声コードです。

また、先ほど市長からも携帯電話でのことがお話しされました。携帯電話で読み取り可能にということで、これは音声コード普及の起爆剤として

期待されております。同コードを読み取れる携帯電話の開発で、読み取りを補助する器具、アタッチメントの下部に音声コードが添付された印刷物を差し込み、器具の上部に装着した携帯電話のカメラで同コードを撮影すると印刷物の内容が音声で読み上げられる仕組みになっています。2009年度、第1次補正予算に視覚障害者向け情報支援機器の研究開発費が盛り込まれ、ことし3月開発が完了いたしました。開発に携わった日本視覚障害情報普及支援協会は、来春の製品化を目指し、携帯電話会社との協議を進めています。

音声コード読み上げ装置は、視覚障害者の日常生活用具に指定されており、約1割の負担、約1万円で購入できます。厚生労働省によりますと、2007年、2008年両年度の給付実績は2,859件で、一方2007年に行われた視覚障害者の携帯電話などの利用状況調査によりますと、回答者413人のうち92%が携帯電話を利用していると答えていました。音声コード対応の携帯電話が製品化されれば、視覚障害者の情報取得環境は大きく改善されることは間違いございません。細かい文字を読むのに苦労されている弱視の方々や高齢者にとりましても、簡単に音声で情報が得られることは大変朗報です。現在音声コードは、自治体の文書、病院の処方せん、金融機関、企業の情報文書として多くの書類に添付され、全国的な広がりを見ております。情報バリアフリーについて何とか努力していただきたいと切に要望いたします。

また、続きまして、役所のサービスにおいても、この情報提供が第一だと思っております。技術と環境が日々発展している状況下、行政として健常者と同様に重要な情報をいかにスピーディーに、かつ的確に提供していくことができるか、市長は最新の技術を持たれておりますので、ぜひとも当分野での技術トレンドに常に当局もアンテナを張りめぐらせ、積極的に活用し、情報バリアフリー

の実現に向けご尽力いただきたいと切にお願いを申し上げます。

そして、視覚障害者の方々と話した折に、「点字ブロックを道路に敷くとき、点字ブロックは曲がるときに直角に張られます。しかし、私たちは直角には曲がれません。普通の人間の曲がり方をします」と言われました。確かに全部とは言いませんが、このような状況のところを確認してまいりました。障害者施策を初めとする各部におけるさまざまな場面におきまして、視覚障害者の方、また皆様の声をよく聞いていただき、当事者の声を大事にした施策推進をお願いいたしまして、質問の2の再質問に移ります。

障害者雇用についてであります。障害者障害児トータルサポートについてお伺いいたします。さまざまな障害を先天的また後天的に、軽症及び重症にかかわらず身に呈している方が年々増加傾向にあり、国・県及び当市におきましても障害者障害児支援に真剣に取り組んでおられることに評価している一人です。法律では、障害者自立支援法が平成18年に成立し、障害者、障害児に対しての認識、意識が向上してきたように思います。ともに障害のある方が人間として尊厳を回復し、ライフステージのすべての段階において持てる能力を最大限に発揮し、その人らしい生活ができることを目指し、障害のある人もない人もともに暮らし、ともに活動できる社会づくりができること、さらに障害のある人自身が生活のあらゆる場面において自己選択、自己決定できる地域社会の実現に寄与しなければならないと思っております。それぞれの使命を果たしながら生きていく、そのライフワークの中で尊重しながら最大に支援していかなければならないと思っております。

1、障害児の学校卒業後の就労支援及び就労が難しい方への対応について。

2、障害者、障害児支援施設の実態及びグルー

プホームなどを含めました支援施設に対する助成、そして近隣、地域との連携について。

3、障害者、障害児の保護者の方、また後見人などがなくなった場合の支援について。

4、障害者、障害児のご家族、ご親族の方々の不安はまだまだ解決されておられません。不安を少しでも減少させることができるようなトータルサポートプランについて4点お伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 4点のお尋ねでございますけれども、私からは2点目のところを、障害者の、また障害児支援施設の実態というふうな形の中で、トータルサポートの答弁にならないかと思うのですけれども、その余につきましては、担当部長から答弁をいたします。

グループホーム等を含めましたさまざまな支援事業、助成に対して、これにつきまして答弁をさせていただきます。障害者自立支援特別対策事業というふうなことで、既に議員各位もご承知だと思っておりますけれども、市役所の庁舎に入りますと、ATMのほうの入り口を入ってきますと、右手のほうに廃油の回収スペースがございます。そこでてんぷら油等を収集いたしまして、それをBDF化、バイオ・ディーゼル・フュエルというふうなことでしょうか、それにして、そしてディーゼル車に使っていくというふうなこと、これは3年前から福祉施設で始めまして、そして社会福祉協議会の車両、4台くらい今使っているかと思っております。そういうふうなことで、さまざまな形でこの支援のあり方、これが少しずつもう芽生えてきている。そしてまた、ある施設におきましては、パンをつくって市役所の中で曜日を決めて販売をするとか、それからしもきた療育園のほうでは、かつてはその製作したものをさまざまなイベントの中で販売をするとか、そういうふうな形で、この利用者の工賃が、かつては県平均の半分くらいだった

わけです。それがほぼ平均になりつつあるという状況を今報告を受けております。そういうふうなことで、行政としてもさまざまな部分でアイデアを生かし、そして支援をしていくという対応、そしてまた市民の皆さんのお力をかりて、その使用済みのてんぷら油も市役所にコーナーを設けて集めて、それをBDF化して、その工賃を確保していくと、それが将来につながっていくというふうな形で進めております。そういう意味で、近隣地域との連携、これについてもそれぞれの施設、事業所ごとに地域との協調性、これを大切にしていかなければいけないし、また行政としてサポートすべき部分、そしてまたアイデアを、また行政として使う部分、そしてまた市民の皆さんに啓蒙していく、PRをしていく部分、こういうふうなところにはこれからも努めてまいりたいと、このように思います。

何か聞き及ぶところ、工賃が県平均の半分だったのが、ほぼ県平均になりつつあるという形で実績を上げてきているというふうなことをお伝えをして、2点目の答弁とさせていただきます。

トータルサポートにつきましては、担当からお答えいたします。

- 議長（村中徹也） 保健福祉部長。
- 保健福祉部長（鴨澤信幸） ご質問の第1点目、障害児の学校卒業後の就労支援及び就労が難しい方への対応についてであります。進路に関する部分は基本的には直接教育支援に携わる学校、施設職員、保護者等のご協力が不可欠になろうかと思っております。当然ケースによっては本人の障害の程度、能力、適性と支援効果等を関係者間で慎重に協議したうえで入所施設、通所施設、就労支援事業所等の選択をしていただき、利用したい事業所にスムーズに移行するための調整と障害者福祉サービス利用に伴う援助をすることになります。

次に、第3点目のご質問でございますけれども、

障害者、障害児の保護者や後見人などがなくなった場合の支援についてのご質問にお答えいたします。後見人の申し立てについては、身寄りもなく、申立人に該当する者がいない場合、むつ市成年後見制度における市長申立に係る要綱の規定に基づき、市長が後見開始の審判の申し立てをすることになります。

次に、4点目の障害者、障害児のご家族等の不安を解消するためのトータルサポートについてであります。生活上の課題を抱えている人々に寄り添い歩むことであり、その実現を目指す組織を福祉トータルサポートと考えております。まず、現在の課題を総合的に考えることが肝要であり、具体的には支援を要する人に対して現在何が必要かを一緒に考え、その人の生活に合った効果的なサービスが受けられるように関係機関との調整を行い、さらには将来に向けて長期的な目線に立ち、支援が必要な人に対して、生まれてから就学、社会的自立を経て高齢になるまでを継続して支援できる体制づくりを目指すことも考えなければなりません。したがって、支援が必要な一人一人のニーズに対するミクロな視点はもとより、当人を取り巻く家庭、地域といったマクロな視点にも視野を広げて、関係機関とも組織的連携を図り、包括的な福祉効果を目指し、不安解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（鎌田ちよ子） 市長、また部長からご答弁いただきありがとうございます。障害者雇用についてもう一度お聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

直接雇用とはならないと思いますが、障害者団体に対する業務委託や指定管理者による再委託の形をとった就労支援をされているところがあります。就労継続支援事業は、一般就労に向けA型と

B型があり、B型は非雇用型で、1カ月の工賃はわずかであり、実態としては生活訓練や生活支援に近い事業と言えます。私も過去に福祉施設で作業指導員として働いた経験があり、特に売れる作品の製作となると大変でありました。販売にとっても苦労した思いがあります。先ほどある事業所のことを市長にご紹介いただきましたが、行政としても直接雇用にはならないでしょうが、このような事業所を市内にふやしていただきたく、それを障害者就労支援に今以上に取り組んでいただきたいと思えます。このことについて、A型、B型も含めてもう一度伺います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 直接の雇用というふうなことも、先ほど壇上でお答えいたしました。市役所として、障害者の方々に対しての雇用の場所ということで公募をいたしました。採用はかないませんでしたけれども、そういうふうな形で行政がまず直接雇用というふうな形の姿勢を昨年度、4月からの採用ですので、昨年度募集をかけたというふうな一つの姿勢。

そしてまた、支援という形では、先ほど答弁をいたしましたように、さまざまな事業所がある中で、そういうふうに積極的に取り組む場面もあります。そしてまた直接市民の方々のご協力をいただいて、廃油の収集、そういうふうな形でサポートができる。そしてまた、行政として、その社協の力をもらって、そしてその社協でBDFを使うと。また、将来的にはこの市の公用車、こういうふうなものも今検討させているところであります。そういうふうな直接ではなく間接的な形で工賃を上げていくということ、これが将来の障害者の方々の安定につながってくるだろうと認識しております。先ほどお答えいたしましたように、しもきた療育園の作品、またはまゆり学園の作品、そういうふうなものをさまざまなイベントの中で

販売をして、そして直接的な収入として進めていく、啓蒙していくという方法、さらに市内ではデパート、またスーパー等々でさまざまな協力体制でその展示をして、そして直接販売をしていく方法。また、ことはたしか社協のほうで考えているようでございますけれども、当初は市の空きスペースのところを利用して、展示をして、販売をしていくというふうな話を進めております。そういう話が進んでいる中で、民間のほうで、ではうちのほうの店舗を使ってくれないかと、そういう大型店の依頼もあるというふうな形で少しずつそういう思いが広がっていくというふうなこと、こういうことは直接的ではないにしても、間接的な形でのご協力になっていると、こういうふうな認識をしているところであります。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（鎌田ちよ子） 市長におかれましては、下北、こちらの地区には障害者就業・生活支援センターとしての機能を持つところがないので、ぜひこのセンター機能を持つところの設置に向けても努力していただきたいと当局にもあわせてお願いを申し上げます。

質問の2の高齢者の交通事故対策についてですが、皆様もお見受けすると思いますが、高齢者や障害者の方が利用されている電動スクーターに関してでございます。利用されている方がふえるとともに、全国では交通事故もふえていると報道がありました。電動スクーター、電動カートは、電動いすと違い幅70センチ前後と広く、家庭用のコンセントでバッテリーを充電して使用、操作が比較的簡単で、車いすと違って大きなハンドルでスムーズに動き、道路交通法による運転免許の必要もなく、スピードは早歩き程度の時速6キロに抑えられています。警視庁によると、交通事故は年々増加傾向で、死傷事故の9割は相手が自動車で、その6割が横断中に起きると報告されま

した。電動スクーターは歩道を走ることになっていますが、車の運転経験者は車道を走ることには抵抗感が薄く、事故に遭いやすいとの報告もごございます。電動スクーターは、遠目には原付バイクと似ているため、相手の車が速度の目測を誤りがちとの指摘もあります。利用者の心身の状況や生活環境等安全性確保に対する適切なアドバイスについて、また高齢者の今後の交通事故防止対策に対する取り組みについてお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 鎌田議員の電動スクーター、一般にはシニアカーと言われるものの交通安全対策についてのご質問にお答えいたします。

そのアドバイスの部分でございませけれども、まず高齢者の方にこのシニアカーと言われるものについてですけれども、行動範囲を広げるという意味で非常に利便性が高い反面、交通事故の危険性を含んでいるというようなことが生じてございます。

まず、議員がおっしゃっているとおり電動スクーターについては、歩行者と同様に、または一部車と同様の交通ルールを守ることが大切かなと思っています。具体的には、この電動スクーターについては座った状態なものでございませるので、車から見えにくいというふうなところがあります。ですので、子供の高さと同じかなと考えてございませ。そうすると、道路を渡る場合でも一たん停止、また余裕を持った横断というふうなところが必要かなと思っておりますし、また運転するに当たっては服装は明るい色で長袖長ズボンとか、帽子をしたほうがいい、またげたやハイヒールはやめたほうがいいというふうなところがございますし、当然2人乗りの禁止とか、または飲酒、携帯電話、それからそれこそ雨天時の傘を差すことをやめてもらうというようなことがございます。また、事前の状況としてはバッテリーやランプ、警

告ブザーなど小まめに点検してもらいたいなというふうなところがございませ。

また、電動スクーターについては、買い物や午前の時間が多いというふうな事故の状況も伺ってございませるので、それについても注意した形で進めたいなと思っております。

2点目の交通事故の状況でございませ。先ほど市長が答弁されているように、平成21年は244件と、交通安全協会またはむつ警察署の資料によりますと、その内訳としては、高齢者の部分でございませけれども、被害者にありましては平成20年は37件、それから平成21年は42件となりまして5件ふえてございませ。また、車対車を含めましたドライバーの部分においてですけれども、一番多いのが女性の運転者、2番目が高齢者の運転者、3番目が若者となっております。高齢者の部分でございませけれども、平成20年が26件、それから平成21年が31件、これも5件の増というふうなことでございませ。

これらを踏まえまして、高齢者の交通事故対策でございませけれども、平成22年度春の全国交通安全運動の重点項目の第1に、子供と高齢者の交通事故防止として重点的に取り組むことにございませ。その一つとして、交通安全に係る市内のすべての事業所、団体及び市で構成しますむつ市交通問題対策協議会連合会において、先ほど市長が答弁したとおり、季節ごとのキャンペーンや交通事故検討会を通じた啓蒙活動を実施してございませし、また今年度はこれまでに交通安全の講習やイベント等に参加できなかった高齢者への対策として、他地区と同様に、むつ地区交通安全母の会では、交通ボランティアの皆さんとともにこれらの高齢者世帯を訪問して反射材やチラシの配布やアンケート調査を実施する計画としております。市といたしましても、高齢者の交通事故防止対策として地域におけるきめ細やかな交通安

全運動を継続するとともに、これらを支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（鎌田ちよ子） 今後も懇切丁寧なご指導のほどをよろしく願います。

3番目の教育行政について再質問させていただきます。教育長からは、子供たちに対する思いを伺い、本当に私もぜひ新教育長には頑張っていたきたいと思っております。

2回開催されたこども議会です。子供たち自身に行政を身近なものと感じてもらいよい機会になったのではないのでしょうか。また、学習の一環として今後も計画的に取り組んでいただきたいと思います。

そして、このたび開催されました斗南藩140年祭には、小学6年生25人が会津藩調査隊として会津若松市を訪れ、会津藩校日新館や飯盛山などで学んだ研修報告会がありました。子供たちにとってふるさとの生きた歴史を学び、心を新たにしたい機会となった感じがいたしました。むつ市におきましても、合併して各それぞれの市町村に歴史がございます。会津若松市だけではなく、このような教育をこのむつ市でも取り組んでいただきたいと思います。ふるさとを大事にする、ふるさとに親しむ、ふるさとのことをよくわかったうえで成長していただきたいと思います、このことを提案いたします。

また、「もし私が市長だったら」「僕が教育長だったら」のテーマでの作品募集や発表会、未来のむつ市の絵を描いてもらうなど、ふるさとむつ市を意識したふるさと教育にも取り組んでいただきたいと思います。

そして、おでかけ市長室に関してでございますが、小学生編、中学生編の開催については市長は今後どのようにお考えでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ご提言はしっかりとそれなりに実現できるものとは、非常に今鎌田議員のご発言、教育につきましての造詣の深さ、そして思いというふうなもの、私と全く軌を一にするところが多くございました。その部分は、しっかりと対応させていただかなければいけないなど、こんな思いをいたしました。特に地域の歴史、ふるさと教育というのですか、そういうふうなところは、本当に私自身も自ら学び、そしてその学んだことを子供たちに伝えていく場面、これは会津藩調査隊の部分で私自身もこのむつ市の会津ゆかりの部分、歴史、そういうふうなものを子供たちと一緒に学ばせてもらった、そういう機会をつくることができました。そういうふうな形でもっともっと勉強していかなければいけないなど、こんな思いをいたしましたところであります。

おでかけ市長室、高校の青春編は昨年度実施いたしました。その効果があったかどうかというふうなことは、自ら言うのは少し変ですけども、大湊高校の野球部の大躍進、そしてまた陸上部の大躍進、そしてまた田名部高校のすごい進学状況、就職の状況というふうなことを聞きまして、やはりそういう若い人たちの声を聞き、そして若い人たちの意見をどういう形で行政施策に反映していくのかというふうなところ、非常に若い人たち、高校生を中心とした人たちが、先ほど教育長のお話にもありましたけれども、このふるさとに対する思いというふうなもの、非常に熱いものがあります。その部分はしっかりと展開をしていかなければいけないだろうと。

中学生、そして小学生のおでかけ市長室、これらも非常に魅力的な事業だと思いますので、検討させて、年度内にも実施できるならば、中学生のほうにも、小学生のほうにも子供たちの絵をかいてもらう、そういうふうな部分で意見を賜りた

いと、このように思います。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（鎌田ちよ子） ぜひおでかけ市長室の実現をお願いいたします。

皆様ご存じのように、18日に起きました浜名湖のボート事故、そして昨日八甲田山系で起きた中学生が亡くなった事故、ともに女の子でございました。指定管理になったところが市内でも多々ございますが、教育委員会におかれましては、これを教訓に、ぜひいろいろな方面で運営方にもいろいろ注視していただき、運営していただきたいと思います。

このたび牧野前教育長の後を受けられました遠島教育長におかれましては、長年の豊富な教育経験、実績をもとに本市の教育行政のさらなる発展のためにご尽力いただきたいとご期待申し上げまして、今回の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（村中徹也） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎目時睦男議員

○議長（村中徹也） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。8番目時睦男議員。

（8番 目時睦男議員登壇）

○8番（目時睦男） 改革21会派の目時睦男です。むつ市議会第204回定例会に当たり一般質問を行います。

私は、3月定例会の一般質問において、鳩山内

閣の支持率低下は民主党の政治と金に対するけじめや説明不足など、国民の生活実感からは納得できない対応の甘さが最大の要因であると指摘いたしました。その鳩山総理が米軍普天間飛行場の移設先を国外か、最低でも県外と表明したにもかかわらず、最終的に辺野古とし、約束をほごにしたとの指摘から、社民党の連立政権からの離脱や政治と金問題での失態から20%前後まで支持率が低下し、このままでは参議院議員選挙を戦えないとの民主党内部からの声の高まりもあり、政治責任をとり、小沢幹事長の辞任をも求めて、わずか8カ月余りで鳩山内閣が退陣をいたしました。

その後政権を引き継いだ菅首相は、党と内閣の布陣で脱小沢カラーを前面に打ち出し、所信表明演説では、歴史的な政権交代の原点に立ち返って、国民の信頼を回復することが最大の責務だと強調し、国民が政治に参加する真の国民民主権の実現を基本理念に、戦後行政の大掃除の本格実施、経済、財政、社会保障の一体的立て直し、責任感に立脚した外交、安全保障を柱に据え、国は国民をリストラすることができないと訴え、温暖化対策や介護など、新分野における需要や雇用創出によって経済成長を目指すことと力説しております。

私は、菅総理の所信表明演説を聞いて、強く印象に残ったのは、地域活性化戦略として農産漁村が生産、加工、流通までを一体的に行えば、そこに雇用が生まれ、子供を産み育てる健全な地域社会がはぐくまれ、農林水産業を地域の中核産業として発展させると強調したことであります。

我がむつ市の旧市町村それぞれの地域の経済発展の歴史は漁業であり、林業であり、農畜産業であったことは疑いのない事実であります。地域主権が叫ばれている今日にあって、今後の市政発展のキーワードは農林水産漁業の発展であると確信するものであります。そして、それらの課題に具体的、重点的施策を講じることにより、そこに雇

用が生まれ、ひいては少子高齢化の歯どめにもなります。したがって、宮下市政の今後の行政運営において、本市のそれぞれの地域の発展の歴史に学び、農林水産漁業は基幹産業であるとの具体的施策展開を期待しながら、通告に従い、以下4点について一般質問をいたします。

最初の質問は、市長の政治姿勢についてであります。私は、先般行政視察で米軍基地の70%が集中し、普天間基地移設問題で揺れている沖縄を訪問してまいりました。ご承知のとおり沖縄は、沖縄戦争と言われる第2次世界大戦において米軍の集中攻撃を受け、15万人以上がとうとい命を奪われた地域であります。視察の途中、ひめゆりの塔や平和祈念資料館などを見学させていただき、戦争の悲惨さ、平和のとうとさ、大切さを改めて痛感いたしました。

本市は、合併前の平成13年9月の本市議会において議員提案された核兵器廃絶平和宣言を可決しておりますが、合併した今日、この核兵器廃絶平和宣言を多くの市民の皆さんが承知していないのが実態ではないでしょうか。

そこで伺いますが、このことについて、むつ市議会第201回定例会で同僚議員も質問しておりますが、行政は議会の意思決定を尊重し執行すべきとの立場から、宮下市長はこの核兵器廃絶平和宣言を内外にどう広報あるいはアピールをするつもりかお考えをお聞かせ願います。

あわせて平和市長会議への加盟についてありますが、平和市長会議は、広島、長崎の両市が核兵器のない平和な世界の実現を願う市民意識の喚起を目的に昭和57年に主宰し、現在135カ国の3,600を超える自治体が加盟し、そのうち国内では612の自治体が加盟しておりますが、本県では青森市、黒石市、十和田市の3市が加盟しております。市民の負託を受けた本市議会が、政党や会派を超えて恒久平和を願い可決された核兵器廃絶

平和宣言は市民の意思であり、内容は平和市長会議の趣旨とも合致していることから加盟すべきと考えますが、市長の見解を求めるものであります。

次に、過疎地域自立促進計画について伺います。この課題について私は、一昨年12月のむつ市議会第198回定例会で旧町村地域の振興発展に寄与すべきとの思いから質問をいたしましたが、残念ながら前計画では計画の全部を実施できませんでした。過疎地域自立促進特別措置法は、平成21年度までの時限立法でありましたが、幸いにも本年3月に引き続き6年間延長するとの立法措置がされたところであります。このことを受け、現在今年度以降の計画策定に着手していると思っておりますが、以下3点についてお伺いをいたします。

1点目は、本法律は地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としておりますが、新たな法律ではソフト事業も計画可能となり、計画範囲が拡大されました。そこで、計画策定に当たり市長はどのような基本方針を掲げ、検討に着手しているのかお示し願います。

2点目は、前計画は合併前の旧町村の計画をベースに、地域の自立と振興と均衡ある発展を図る目的で計画されながらも、55.6%の執行率で終わっております。しかし、残った事業は、川内、大畑、脇野沢地区にとっては欠かすことのできない事業であります。したがって、前計画で実施できなかった事業を今後の計画にどう反映させるつもりかお伺いいたします。

3点目は、前計画の執行率が55.6%で終わった要因は、自主財源を確保できなかったことにあるのではないのでしょうか。そのことが地域の振興発展を阻害し、合併に対する閉塞感にもつながっていると思わざるを得ません。有利な過疎債を活用するには、結果として自主財源の確保が不可欠であると考えことから、今後の計画実施に向けた

自主財源確保策を示していただきたいのであります。

次に、大畑町魚市場改築について伺います。大畑の歴史を築いてきたのは漁業と林業であると言っても過言ではありません。その歴史は、江戸時代に始まり、大畑の前沖がイカ釣り漁場として開拓されてからの明治30年代には遠く新潟佐渡、山形、富山方面から出漁してくるようになり、この状況は大正、昭和へと続き、大正時代の東奥日報は、「大畑村スルメだけで80万円、木材も60万円の巨額、水や陸に財源を持つ大畑村」と報道しております。このように、本市の大畑はイカとヒバで経済文化の発展を続け、特に漁業についてはイカの町大畑として知られ、水揚げ額は32年前の昭和53年の67億9,400万円をピークに昭和50年代は一定の水揚げがありましたが、その後は水揚げの減少と魚価の低迷から減少し続け、平成21年の水揚げ額を最盛期と比較しますと、35億円程度減少しております。このように、経営の厳しさから昭和61年に所属していた凍結船46隻がことしは13隻となり、また32名いた漁協職員が現在12名にまで減少するなど、一層厳しい状況が続いておりますが、海峡サーモンに見られるように、近年漁業者の皆さんの努力で養殖や沿岸漁業にも力を注ぎ、現に以前より多くの魚種の魚介類が水揚げされてきており、イカの町大畑が漁業の振興再生に漁業者と漁協が一体となって頑張っております。

大畑漁港は、青森県最大の八戸漁港に次ぐ三沢、鯨ヶ沢と同じ昭和26年に第3種漁港に指定を受けております。第3種漁港とは、利用範囲が全国的で、水産業の振興に重要な漁港であるとのことであり、言い換えれば、日本の食生活に重要な港であるということでもあります。そこで、漁業者の屋台骨となっている大畑卸売魚市場の改築について伺うのであります。

本施設は、昭和48年に建設され、築37年が経過

しておりますが、長年津軽海峡の潮風の影響などから、最近では腐食、老朽化が激しく、時には荷揚げした魚介類にさびが落ちるなど、衛生管理上の問題も生じ、改築を急がなければならない実情にあります。このことは、卸売魚市場運営審議会でも意見が出されていると伺っております。そこで市長は、この施設の現状をどのように認識をされておられるのかお聞かせ願います。

また、改築財源としては有利な合併特例債、あるいは過疎債が想定されますが、それらの活用を含め、具体的改築年次を示し、漁業者の期待にこたえていただきたいのでありますが、いかがお考えでしょうか。

最後の質問は、むつ市総合福祉センター「ふれあいかん」の今後の活用について伺います。この施設は、市民の健康福祉の増進、向上に資することを目的に、市民や各種団体の利用に供し、大畑住民にとってはいやしの空間として広く愛され、同時に住民福祉の拠点として使用してきましたが、市の組織機構の再編などから、3月15日に市民福祉課が分庁舎に移転したことにより職員が不在となり、現在臨時職員を配置し管理運営を行っておりますが、これはあくまでも臨時的な措置であろうと推測いたします。この施設には、社会福祉協議会大畑支部と社会福祉法人の三恵会がデイサービス事業で引き続き利用しておりますが、この施設は平成11年に建設され、耐震化された建物で、大畑地区の市の施設としては一番新しい施設であり、位置的にもいろいろな用途に利用可能と考えられます。したがって、将来のまちづくり計画とあわせ、施設全体の有効活用をどう図るつもりか、恒久的な管理運営方法も含め示していただきたいのであります。

以上、4項目について申し上げ、市長初め理事者の明快で前向きなご答弁をご期待申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 目時議員のご質問にお答えいたします。

まず、核兵器廃絶を支持し、平和市長会議に加盟する考えがないかとお尋ねであります。平成13年に旧むつ市議会において決議されました宣言につきましては、市民の負託を受けた議員の発議によって提案され、政党や会派の壁を越えて恒久的な平和を願う議員各位の賛同を得て可決されたものであり、合併時の協議の中では改めて確認はなかったものの、新むつ市においても連綿と受け継がれ、市政運営の基幹をなす考え方であることは異論のないところであります。今殊さらに標柱や看板などを設置し、一般市民向けにアピールせずとも、平和を望む市民には、その思いはしっかりと届いているものと考えております。

また、平和市長会議に加盟する考えはないかとお尋ねであります。終戦から既に60年を超え、戦争体験が風化しつつある現在、私たちは当たり前のように平和を享受し、平和のありがたさや大切さを忘れがちであります。そういった意味から、戦禍を二度と繰り返してはならないという平和を願う気持ちを持続させていくために、むつ市では毎年終戦記念日の正午に職員全員が黙禱を行い、半旗を掲げるなどの行動をとっており、平和の意味を自覚し、その大切さを職員の規範としているところであります。

平和市長会議の趣旨につきましては、唯一の被爆国である日本国民の一人として異論を唱えるものではありませんが、現在加盟されている自治体とはいささかもその考えと行動のうえで異なっているとは考えておりません。加入するまでもなく、むつ市として今後も平和を希求する態度はしっかりと持ち続けていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、過疎地域自立促進計画についての第1点目、計画策定の基本方針は何かについてお答えいたします。目時議員ご承知のとおり、過疎地域自立促進計画策定の根拠となります過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法につきましては、本年3月の通常国会において一部改正され、法の執行期限がこれまでの平成22年3月31日から平成28年3月31日となり、6年延長されたところであります。また、その取り扱いが注目されておりました過疎対策事業債、いわゆる過疎債につきましては、ハード事業の対象が一部拡充されるとともに、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全安心な暮らしの確保に係る経費についてはソフト事業として充当することが可能となり、その活用範囲が拡大されております。本市におきましては、法改正後も引き続き旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村の3地域が過疎地域となりましたことから、平成22年度から平成27年度の6年間を計画期間とする新たな過疎計画を策定することとしており、本年の12月定例会をめぐり提案、ご審議をいただく予定としております。

新たな過疎計画につきましては、現在国からの運用通達等を踏まえ検討作業を進めているところであり、基本方針を初め具体的な内容を現段階でお示しすることはかかないませんが、考え方のあらましといたしましては、旧3町村地域の自立促進に向けて、コミュニティの維持確保といった観点から生活環境基盤等の整備を初めとして新たなソフト事業の検討も念頭に入れつつ、住民福祉の向上、地域格差の是正等に引き続き意を配ってまいり所存でありますし、これを市全体のさらなる一体感の醸成、地域の均衡ある振興、発展につなげてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の第2点目、前計画で実施できなかった事業を今後の計画にどう反映するのかにつ

いてであります。平成17年度から平成21年度までを計画期間とする前むつ市過疎地域自立促進計画につきましては、これまでの一般質問でお答えしてまいりましたとおり、市町村合併という特殊事情から、旧3町村が予定しておりました事業計画を尊重することとし、ほぼ網羅的に取りまとめた経緯にあります。これは、旧3町村における事業の検討を進めるに当たり、有利な財源である過疎債活用の可能性を残しておきたいとの配慮をにじませたものでありましたが、このため当初から計画事業をすべて実施することは自主財源の確保のうえからも極めて困難であることが想定されていたことであり、結果として事業の執行率が50%台半ばの見込みとなったものであります。

そこで、新しい過疎計画の策定に当たりましては、前過疎計画で実施できなかった事業も改めて検討の俎上にのせることとし、地域の現状とあわせて財政の定石、すなわち事業全体の中で、その緊急性、必要性、効果性の観点など総合的に精査、熟慮のうえ対処することとなりますが、地域にとって必要となる事業は適切に盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、第3点目、100%実施に向けた自主財源確保策についてであります。これまでの経過として目時議員よくご承知のとおり、厳しい財政状況にある市町村同士が合併したことから、合併直後の新むつ市は極めて脆弱な財政構造という根本的な問題を抱えることとなったわけであり、ゆえに合併後において喫緊の最優先課題に財政再建を掲げ、懸命に取り組んでまいったものであります。このことから、引き続き財政健全化を進め、しっかりとした財政基盤を確立することが自主財源の確保策に結びつくものと理解するところでありますし、結果として新しい過疎計画を初めさまざまな施策や事業を推進するうえでの大きな原動力になるものと考えるところでありますので、ご理解

を賜りたいと存じます。

次に、大畑町魚市場改築についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、施設の現状をどう認識しているかについてであります。大畑町魚市場は昭和48年に開設以来、昭和50年代のスルメイカの豊漁時には、年間約1万トンを超えるイカを中心とした水産物の流通に大きな役割を果たしてきたほか、海峡サーモンまつりや大畑八幡宮例大祭等で、市民はもとより県内外から多くの方々が集う交流の場としても活用されており、大畑町の地域経済の活性化に大きく貢献しているものと考えております。しかし、施設整備後37年を経過し、これまでトイレの衛生対策や電気設備及び雨漏り等市場運営で支障となっていた箇所については修理修繕を行ってきたところでありますが、鉄骨部材や水道設備などの腐食は顕著であり、市場運営への影響も懸念される状況であると認識しております。

ご質問の2点目、改築の目標年次を示せについてであります。大畑町魚市場は卸売市場法に基づいて開設、運営されている施設であり、卸売市場の適正な配置の方針等に即した市場の機能強化、水産物流通コストの削減、多様化、高度化する需要者ニーズに対応するなど、将来的な構想が求められております。また、大畑町漁業協同組合からは、魚市場の移築を前提とした要望があることや、県で策定する漁港整備計画等とも関連することから、関係機関との協議を進めるとともに、今後の大畑町魚市場のあり方について、さらに研究を重ねてまいりたいと考えております。したがって、改築の具体的な目標年次につきましては、いましばらくの猶予を賜りたいと存じます。

次に、むつ市総合福祉センター「ふれあいかん」の今後の活用についてのご質問にお答えいたします。まず、1点目の市民福祉課移転に伴い、今後の管理運営をどのように行うのかのご質問にお

答えいたします。目時議員ご承知のとおり、むつ市総合福祉センター「ふれあいかん」は、高齢化社会を迎え、だれもが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、旧大畑町が町民の健康増進や福祉活動などを支援するため、隣接する大畑病院や社会福祉協議会などと連携して、保健、医療、福祉サービスの提供を一元的に行う拠点施設として平成11年に開設されたものであります。

「ふれあいかん」の利用につきましては、むつ市社会福祉協議会大畑支所並びに社会福祉法人三恵会延寿園によるデイサービスやホームヘルプサービスの業務が実施されております。また、市が実施しております成人の総合健診や母子乳幼児健診、さらには保健協力員や食生活改善推進員の研修会など、保健福祉団体の活動の拠点としても利用されております。当施設は、今後も市民の健康増進と福祉の向上を図るための総合的な施設として大いに利用していただきたいと考えております。

なお、「ふれあいかん」に勤務しておりました市の職員につきましては、住民サービスの向上を図り、より円滑な行政運営を推進していくため、3月15日に大畑庁舎へ移動しており、4月1日からは管理人として臨時職員1名を配置して、貸し館業務や建物の維持管理等を行っております。

次に、施設全体の今後の活用をどのように考えているのかについてであります。が、「ふれあいかん」につきましては、建設当時の起債の償還が平成24年3月末の終了予定となっておりますので、この起債の償還終了までの間に今後の「ふれあいかん」の活用と管理運営もあわせて検討を加え、方向性を示してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） 再質問をさせていただきたい

と思います。

まず最初に、市長の政治姿勢についてであります。先ほどの答弁の中で、広報もしくはアピールの具体的な内容については、市長答弁の中では核兵器廃絶平和宣言の思いというか、その内容については市民に届いていると、こういう表現での答弁であったという理解をしていますが、この宣言の内容について、これまでどのような形の中で市民に周知をしてきたのか、具体的な内容についてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） これまでの市民へのPRという点でのお尋ねでございますが、市政だよりを軸にやってまいったというところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） この市政だよりに掲載をしたというのは、合併以降もそのような措置をとったのか、具体的にいつの時点なのかお聞かせ願いたい。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 今ただちに合併後という点では、私もちょっと確認はとれておりませんけれども、市政だよりを軸にという中で、いろんな場面の中で市長じきじきのお言葉からも、そういう趣旨は伝えている努力はしているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） 大変平和のとうとさを認識している宮下市長でありますから、この点について平成17年の合併以降の中に、むつ市全体の市民の方々にきちんとやっぱり周知をする、アピールする、このことが具体的に必要だろうと思うのです。私の記憶では、合併以降の中で、この平和宣言の部分については市政だよりには掲載されていないのではないかという認識をしています。そういう

意味では、合併後の中で、具体的に市民に、先ほどの届いているということについては、私は届いていないのではないかと。旧むつ市の市民の方々はわかっているかも知れませんが、他を含めて、再度やっぱり合併しての状況の中に市民に周知をすると、こういうことについて必要だと思いますし、これは市民だけではなくて、むつ市に訪れる方々等々についても、我がむつ市は平和を重んじていますよと、こういうことで、それぞれのいろんな形での採択をしている、宣言をしている市町村に訪れたときによく目にするのは、大きな看板を掲げているとか、市庁舎にはそういう宣言をしている標柱を設置するとか、こういう部分を我々目にするわけではありますが、そういう点についての具体的な設置、看板を設置するとかという部分についてもあわせて再度お聞きをしたいと思えます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） あえて標柱とか看板などを設置しなくても、こういうふうな形の中で、議会の中で議論をし、エフエムアジュールを通して、そしてまた市政だよりの中で目時議員がこういうふうな主張をしているというふうなことで、広く市民の方々にはアピールできるものと、こういうふうな思いをしております。あえて看板、よく私も議員のとき、視察した先には看板が出ているだけの部分もあります。そして、その後どういうふうな形の中で、それが平和宣言なりそういうふうなものが市民の皆様方にPRされているのかということは承知はしておりませんが、私は今の時点ではあえて看板等々を、標柱等を掲げなくてもさまざまな形の中で、さまざまな場面の中で平和に対する、平和をととぶというふうな気持ち、その部分を私はこれからも貫き、そしてまた伝えていきたいと、こういうふうなこれまでと変わらない姿勢、もっともこの部分をPRして

いくと、こういうふうなところでご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） 市長の今の答弁、私は否定はしません。こういう議会の内容等については、広くエフエムアジュールを通して、市民の方々にも公開をしている、こういう部分についてはもう事実でありますから、否定はしません。しかし、それに加えて、やはり内外に標柱なりそういうような具体的なものも含めて設置をするということも含めて検討を要望しておきたいと思えます。

関連しますが、平和市長会議の加盟の関係であります。ことし3月に平和市長会議の会長である広島市の秋葉市長から加盟依頼の文書が市のほうに、市長あてに送付をされていると思えますが、確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 文書は届いております。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） むつ市議会第201回定例会で、同僚議員の質問に対して市長はこのような答弁をしています。市長会議の加盟の関係であります。悩むようなところがあるけれども、お話をすることができないという答弁をしております。核兵器廃絶平和宣言をしている、先ほど壇上でも申し上げましたが、議会の総意であります、市民の総意であります。そのことが行政のトップとして市民、議会に対してははっきり話をするべきではないのかと、こういうふうな認識をするわけであります。そういうことで、再度平和市長会議の加盟の部分について、今の私の言っている部分も含めて明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 平和市長会議の案内は文書として届き、私も見たところであります。ただ、この平和市長会議に今加盟されている自治体と私

の思いは、その行動のうえでは軌を一にするものであると。加入するまでもなく、むつ市としては今後も平和を希求する態度はしっかりと持ち続けていきたいと、こういうふうな意思には変わりありません。

一般の平成21年9月のむつ市議会第201回定例会の答弁を今引用されたところでありますけれども、私が答弁をしているのは、「悩むようなところがありますけれども、この場でお話しすることはできません」というふうな、ここの1行だけをとらえてお話をされたわけですが、前段のほうでは、例えば米国の大統領のよその国の話、こういうふうなものが議論の中では出ていたわけでございます。実際核を保有しているところが核廃絶というふうなところ、そういうふうなところもあり、悩むようなところがあるというふうなことで、核廃絶というふうなこと、私はこれはもう目時議員と軌を一にするところがありますけれども、そういうふうなところの流れの中での答弁だということをご理解をいただければなど、こう思います。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） 平和市長会議では、核兵器廃絶に向けた具体的展望が開かれないうちの国際情勢を踏まえて、これまでの海外諸都市に加えて日本の都市も含めて、世界の多くの都市が一体となって人類の意思として核兵器廃絶を国際社会に訴えたとともに、市民の力を結集して国際政治を動かしていきたいという思いで、一昨年から全国の自治体に加盟を呼びかけているわけでありまして、核兵器廃絶宣言をしている我がむつ市としては、当然のこととして私は加盟すべきものだと、このようなことを強く求めて、次の課題に移りたいと思います。

過疎計画の関係であります、市長答弁の中ではこれから具体的な検討に入っていきますと、最

終的な計画策定の時期は12月ごろをめどにしていますと、このような答弁でありました。12月を最終にしたこれからの計画策定の具体的なスケジュールについてお聞かせを願いたいと思います。というのは、先ほどの答弁の中で、緊急性のある部分とか、それぞれの地域での必要性のある事業等々について検討しながら具体的な計画を策定していくという、こういう趣旨の答弁でありますから、コミュニティーの意見をどのような形で反映するのか、それらの部分についても含めてスケジュールをお示し願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 具体的な策定までのスケジュールというお尋ねでございますが、先ほどの市長の答弁にもありましたように、現在国からの運用通達と、これらを踏まえながら検討作業を進めているということでございまして、庁内的には全庁に長期総合計画のこれまでの実施計画のローリング、3カ年ごとにローリングしてございまして、この作業と、財政運営計画、これ5カ年の計画でございますが、これらと相互関連性、相関性がございまして、一緒に私どもの部門と財務部門が協調して、相互横断的に各部署から、今実施計画そのものを徴している途上にございまして、これから各部署のヒアリングなども経ながら、じっくりとその辺の内容を精査、調整を図っていき、さらには県との協議、こういう手順もございまして、その辺を経ますと、先ほどの市長の答弁にございましたような12月を目途という予定にならざるを得ないということでございまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） 私は、この計画は十分な幅の広い意見を求めながら計画を策定していただきたいというふうな考えを持っています。というのは、前計画は、先ほど市長答弁にもありましたように、

合併する前のそれぞれの町村の過疎計画をもとにしながら、新しいむつ市の中で前計画は組んでいたわけですね。今度は、それぞれの地域のそれぞれの課題の部分について具体的に検討していくというふうな手法になるわけでありますから、そういう中で私は、コミュニティーのそれぞれの市民の意見を聴取しながら、それは具体的な部分については市長部局の中で検討していただきたいわけでありますが、幅広い形の中で市民の声が具体的な計画に反映されるような手法をぜひともっていただきたいというふうに思います。

最後に、この部分については、私はその次の立法措置は、延長というのは、相当国の財政状況も含めたときに厳しいのではないかという認識を現段階ではせざるを得ないと思っています。そういう意味からしますと、今年度からの計画というものについては、この有利な過疎債を具体的に記載しながら、計画と実施、実行が伴うような形の中で、ぜひとも計画の段階から推し進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

次は、3点目の魚市場の改築の関係であります。先ほどの市長答弁の中で、確かに県が平成23年度から平成27年度までの県の卸売市場整備事業計画ですか、これが検討、策定されると、このようなことのようにあります。そこで、この県の計画に、市としてこの改築の課題を具体的にどのように県に対して働きかけていくのかお示しを願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど壇上でお答えしたとおりでございますけれども、大畑漁協からは魚市場の移転を前提とした要望があることから、県で策定する漁港整備計画等とも関連することでありますので、関係機関との協議を進めると。そしてまた、今後の大畑町魚市場のあり方にさらに研究を重ねていきたいということでございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） この施設の現状の中で、市としても把握をされていると思うのでありますが、現在しばらく前から現在の魚市場の2階の部分、いろんな事務所とかそれぞれの漁業に関する団体等の事務所等に使用されておったわけでありますが、ずっとしばらくもう使われていない、こういう状況にあるわけであります。

それと、当時の、37年前のこの施設の建物の大きさからしますと、現段階というか、今後の見通しも含めたときに、もう少しコンパクトな施設でもいいのではないかという漁業者からの声もあるようであります。そういうようなことで、今後具体的に魚市場の施設規模をどのように考えているのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今日時議員から、もっとコンパクトな施設でいいのではないかと漁業者からお話があった旨のご発言、それは研究の中に加えさせていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） 最後、要望であります。この大畑町魚市場、基金残高が平成21年度現在で1,624万7,000円になっています。この基金は、大畑地区の漁業の振興に使っていくと、こういうふうな目的としているという記憶をしているわけでありますが、これに先ほど議論させていただいた過疎債等々も組み合わせると、私は自主財源が確保できるのではないかと、このようにも思うわけであります。そういう意味で、県の整備事業計画の中に組み込まなければ、市としてこの魚市場の改築はできないというとらえ方をせざるを得ないのでしょうか。再度その辺についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 第一義的に自主財源という

ふうなお話がございますけれども、それはやはり財政再建と、間もなく平成23年度で赤字解消のめどは立ちつつあると。しかしながら、これまでのさまざまな診療所、そういうふうな部分での不良債務、これも解消していかなければいけない、そういうふうなところも様子を見ながら、バランスをとっていきながらやっていかなければ自主財源というものは確保できないというふうなことで、一般的な考え方の中でご理解をいただけるものと、このように思います。

〔「県の整備計画との関連性」
の声あり〕

- 議長（村中徹也） 大畑庁舎所長。
- 大畑庁舎所長（若松 通） 県の整備計画、平成23年度始まりますが、その中に盛り込まれないと整備がならないというようなことですので、それに向けて検討していかなければならないと思います。
- 議長（村中徹也） 8番。
- 8番（目時睦男） 今市長からお話がありました。私は、平成21年度の決算見込みの中で3,700万円ほどですか、赤字解消計画を下回っていると、こういうことでの今回の議案提案に当たっての提案理由の中に盛り込んでおたわけです。私は、この赤字解消計画に組み込まれていない部分として、これからの部分です、脇野沢の不法投棄の処理に6億円ちょっとの見込みがされている。これが具体的に予算措置をせざるを得ないとなると、他の事業についても赤字解消計画に響いていくということで圧縮をせざるを得ないという状況が生まれてくるのではないかと。先ほど言いましたように、この魚市場の関係についても、もう製品にも魚介類にもさびが落ちて衛生上も大変だと、こういう状況にあるときに、これは改築をもう急がなければならぬという状況にあるのではないかと、このように思うわけです。そういうことから、

ただ単に、ただ単にと言えば表現ちょっとあれなのですが、財政再建、赤字解消、私はこれは否定はしません。しかし、赤字を解消しながらも必要な事業についてはやらなければならないのではないですか。そういう点について、含めて再度お聞きをしたいと思います。

- 議長（村中徹也） 市長。
- 市長（宮下順一郎） 赤字を解消するということが第一義である、財政再建というふうなことが第一義というふうなことでございます。決してそのために緊急性の高いもの、必要性のあるもの、そういうふうなものを手をこまねいて黙って見てきたこの3年間ではなかったと、私はこういうふうな思っております。

先ほど来お話をしましたように、総合的な判断の中でこの施設等も考えていかなければいけないし、今日時議員お話しのように、さびが落ちている、そういうふうなさまざまな鉄骨部材、水道施設、こういうふうな腐食が顕著であると、この認識は持っているというふうなことでございますので、その形で、赤字だけを解消するために何もしていないというふうな、言外にそういうふうなことを含んでおられる、またこれからもそうだろうというふうなことではなく、総合的な判断のもとで財政運営をしていかなければいけないし、必要性のあるもの、緊急性の高いものについては、しっかりとこれまでも取り組んだつもりでございます。

また、ごみの不法投棄の問題、これもこれまでお話ししたのは、財政状況をかんがみながら処理をしていかなければいけないだろうと。これは3年間になるのか、5年間になるのか、そういうふうなところのバランスを見ながら進めていかなければいけないということは、これまで議場の中でも答弁したとおりでございます。例えば6億円かかるもの、これを単年度でやってしまえば大変な

状況になるわけでございます。それをどれだけの許容期間の中で、環境に影響を及ぼさない程度で財政的なことも考え、さまざまなことを考えて、総合的な判断のもとで進めていくというふうなことでございますので、その点につきましてはちょっと誤解があったような、言葉舌足らずな部分があったかもわかりませんが、緊急性のあるもの、必要性のあるもの、それらについてはしっかりと対応していかなければいけない。そしてまた、魚市場についてはそのような認識を持っているということでございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） わかりました。念を押すようではありますが、今の市長答弁の中で、この魚市場の改築については緊急性の高いものだと、必要性のあるものだと、このような認識をしているのか、再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私は、認識をしているというふうなのは、腐食が顕著であり、市場運営の影響も懸念される状況であるということの認識はしているということにとどめさせていただきます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） ぜひとも漁業者の方々が安心して操業ができるような、そういう状況について真剣な対処をお願いしたいと思います。宮下市長の中で、「むつ市のうまいは日本一」と、こういうようなことで大畑の漁業者の皆さんも、そういうテーマの中で頑張っているわけですから、一層の努力をお願いしたいと思います。

さて最後に、時間がありませんが、総合福祉センター「ふれあいかん」の活用についてであります。今後の具体的な活用の方法については、償還が終わる平成24年3月末までに検討をと、このようなことでの答弁であったろうかと思いますが、現在配置している臨時職員は、そうすると、この

平成23年度までは今の状況で配置をするということと理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（村中徹也） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（若松 通） ただいまの質問にお答えいたします。

現在のところ、議員ご指摘のとおり、そのような形で進めたいと思っております。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） この施設は、ご承知のように、大畑診療所に隣接をしているわけであります。この場所に、この「ふれあいかん」を建設した旧大畑町、我々の同僚議員である川端一義議員が町長当時に、付近一帯を医療と福祉の拠点にすると、こういうことで社会福祉への使用目的で建設をされたというようなことで理解をしているわけであります。そういう形で平成24年3月末に償還をするというようなことで、それまでの検討ということではありますが、検討の方向として、どのような施設というか、幅の中での検討をするということなんでしょうか、お知らせを願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） どのような幅と、これから管理運営等を、その幅までひっくるめまして検討していくということで、この段階でこれというふうな形になりますと、検討の余地がなくなるわけでございます。ただ、今日時議員お話しのとおり、大畑診療所というふうなものもあります。デイサービスというふうな事業も実施されております。そしてまた、現在その空きスペースの中で、さまざまな形の中で、これは健康教育、それから母子乳幼児健診、母子相談指導、それから総合健診等々が実施をされておりますので、そういうふうなことも総合的な検討の中に入り、また川端一義議員がおいでですけれども、川端町長さん時代にそんな思いがあって、あの施設があそこに誕生したというふうなことも、さまざまな経緯を踏まえて

検討していくということでございます。

- 議長（村中徹也） 8番。
- 8番（目時睦男） ぜひともコミュニティーの住民の皆さんが、本当にこの施設を利用させていただくという思いの中での有効利用の検討をぜひともお願いしたいと思います。

加えて、大畑の地域の中で、これまでもお話をしておりますが、公民館なり消防署は、今年度おかげさまで新築、改築が完工するわけですが、公民館等々あらゆる他の施設も老朽化が激しくなっている状況も含めて、総合的な検討をぜひともお願いをして私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

- 議長（村中徹也） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 零時09分 休憩

午後 1時20分 再開

- 議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議録署名議員の追加指名

- 議長（村中徹也） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

19番岡崎健吾議員、10番川端一義議員を指名いたします。

◎新谷泰造議員

- 議長（村中徹也） 次は、新谷泰造議員の登壇を求めます。2番新谷泰造議員。

（2番 新谷泰造議員登壇）

- 2番（新谷泰造） 民主党の新谷泰造です。むつ

市議会第204回定例会に当たり、通告の順に従い一般質問を行います。

まず、新しい日本の始まり、民主党の奇兵隊内閣、菅直人首相には強いリーダーシップによる強い経済、強い行政、強い社会保障の一体的な実現、本物の国民主権に期待するところでもあります。

思えば私が生まれて初めて選挙を手伝ったのは、菅直人首相が衆議院議員に当選した後の第1回目の選挙でした。東京の三鷹市の選挙事務所は、主婦の方が多数ボランティアで参加しており、熱気あふれるウーマンパワーの軍団のようでした。今でも脳裏に明確に浮かぶのは、選挙戦最終日の打ち上げの夜に、今回総理大臣夫人になられた知的でさわやかな伸子夫人が、「落ちれば菅が悪いの、当選すれば私たちの応援のおかげよ」と言った言葉です。私は、伸子夫人の内助の功は大変なものだと思ったものでした。

次に、先月の5月19日に同僚議員と2人で鹿児島県の阿久根市役所を訪問し、面談した自称日本一過激な住民至上主義のプログ市長、竹原信一市長は、政治家本来の仕事は道理を通すことだと述べております。今こそ私は民主党むつ下北支部の幹事長として、逃げない、ごまかさない、うそをつかない道理を通し、むつ市の市民のために責任ある政治を実現しなければならないと肝に銘じております。そして、むつ市において公平公正でガラス張りの市政運営により、赤ん坊にも、高齢者にも、障害者にも優しく思いやり、友愛のある市政を実現し、夢と希望の持てる明るい楽しい社会をつくらなければならないと思うところでもあります。むつ市民至上主義、市民の生活が一番大切、財政再建を優先させ、財政を健全化し、市民の福祉を充実すべきであるという立場から質問いたします。

市長の政治姿勢について。市役所職員の採用について質問いたします。まず、さきの定例会で私

の一般質問の市役所職員の採用試験の公平公正はどのように担保されているのかという質問に対し宮下市長は、「公平公正な採用試験を実施しております」と一言で答弁し、実質上答弁拒否をしております。

次に、私の特別職の職員関係者の縁故採用の防止はどのようになされているのかという質問に対し宮下市長は、「縁故採用なるものは一切存在いたしません」と一言で答弁し、実質上答弁拒否をしております。このような宮下市長の答弁姿勢では、アンシャンレジーム、いわゆる暗黒の時代の政治がこのむつ市において現実のものになりつつあります。すなわち、一般市民の感覚からすれば、宮下市長に不利な情報は秘密にし、有利な情報のみを公開しているのではないかと評価せざるを得ません。これでは市民主体の市民の批判にこたえる市政とは言えません。いま一度宮下市長には私の一般質問の日本語の意味を正確に理解し、誠意ある答弁をお願いいたします。

次に、指定管理施設の人事の指導関与について質問いたします。さきの定例会で私の一般質問の指定管理の中で、「むつ市の退職者の実質上の天下りと思われるような人事や、下北自然の家のような宮下市長の親族の方だけが再雇用されるような不適切な不公平な人事が行われた場合には、むつ市は当然公表し、指導関与すべきであると思うところであります」という質問に対し宮下市長は、みなみ農園開発の970万円の横領事件を踏まえ、「新年度からは代表者が変更、大幅な役員改正や組織改正等が行われた場合は、市がその旨報告を受け、確認することを基本協定書に盛り込むことをすべての指定管理施設に適用する予定であります」と答弁しております。

そこでお尋ねします。代表者の変更、大幅な役員改正や組織改正が行われた場合には、宮下市長は指定管理者の人事に関与せず、具体的にどのよ

うに対応するのでしょうか。さらに、今後不幸にして再びみなみ農園開発の970万円の横領事件のような事件が発生した場合には、宮下市長は具体的にどのように処理するのでしょうか、説明をお願いいたします。

次に、市民から私に対する手紙による情報ですと、むつ市職員の時間外勤務状況について、年間を通して恒常的に夜9時を超えるサービス残業を強いられる部署があり、職員が健康を害しているという情報提供がありますが、事実でしょうか。簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、入札制度と談合について。新聞報道によると、指名競争入札において落札率が94%を超えると談合が推定されるとされておりますが、むつ市の指名競争入札において落札率が94%を超えた場合が新庁舎や学校などの建設契約の入札等において見られます。

そこでお尋ねします。むつ市の指名競争入札において、入札率が94%を超える原因は何か。入札率が94%を超えても談合は推定されないのか。簡単明瞭に説明をお願いします。

次に、前総務部長の再雇用について。第1に、前総務部長に政策統括参事を委嘱した経緯と理由について説明をお願いいたします。

第2に、前総務部長に対する政策統括参事の委嘱は、副市長に匹敵する重要人事であるから、政策統括参事の25万円の人件費は平成22年度の予算審議の段階で項目を明確にして議会に監視の機会を与えるべきであったのではないかと。

第3に、市民の中には、副市長がいるのだから、前総務部長に対する政策統括参事の委嘱の25万円の人件費は無駄な人件費ではないかという声があります。宮下市長のご所見をお伺いいたします。

次に、財政再建について。むつ市の現状を見れば、平成20年度末時点で長期債務の合計額は690億円。ということは、生まれたばかりの赤ん坊から

介護を受けている高齢者まで含め、1人当たり100万円以上の借金を負担していることとなります。むつ市でオギヤーと生まれれば100万円の借金を負担することになるのです。国の借金と合計すると790万円になります。さらに、実質的な累積赤字は、隠れ赤字33億円を加算すると48億円、そして実質赤字比率は28%で、かの夕張市と同様財政再建団体に該当するのであります。すなわち、むつ市は借金だらけで預金もなく、借金返済のために自転車操業をしている状態なのです。

そこでお尋ねします。まず、さきの定例会の全員協議会で宮下市長は、現時点で仮に下北医療センターを解散するとむつ市はただちに財政再建団体になる可能性があると答弁しております。数字を示して具体的に説明をお願いいたします。

次に、下北医療センターの財政再建とむつ市の負担金について質問いたします。現在下北医療センターは資金不足比率51%で、経営健全化団体に陥り破産寸前の状態で、破産を避けるために経営健全化計画の中にあります。さきの定例会の私の一般質問に対し、下北医療センターの破産を避けるための経営健全化計画の中、宮下市長は、メンタルヘルス科病棟改修のため13億5,700万円のうち5億1,400万円は起債を充当することになり、「今後起債償還に係る市町村の負担が出てくる」と答弁しております。

そこでお尋ねいたします。むつ市の負担金は幾らになるのでしょうか。簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、むつ市の隠れ赤字、むつ総合病院の33億円の債務について。さきの定例会の私の一般質問に対し宮下市長は、むつ市は「公立病院改革プランが解決した後の平成26年度以降に返済を予定している」と答弁しております。しかし、以前定例会で理事者の毎年少しずつ返済するという答弁と矛盾しております。

そこでお尋ねします。毎年の返済をやめた理由、そして平成26年度以降の返済計画はどのようになっているのでしょうか。簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、赤字解消計画について質問いたします。さきの定例会の私の一般質問に対し宮下市長は、赤字解消計画にこの冬の大雪で除雪費の4億円の補正のうち3億5,500万円を一般財源で支出しなければならないので、赤字解消計画に影響が出ると答弁しております。具体的に数字を示して除雪費3億5,500万円の赤字解消計画に与える影響について説明をお願いいたします。

次に、使用済核燃料税の今後の見通しについて簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、指定管理制度について。まず、ウェルネスパークの指定管理についてであります。第1に、さきの定例会で理事者は、1億1,500万円の本事業の人件費を平成20年度分は4,300万円、平成21年度分は6,600万円程度と報告しておりました。そこで私は本事業の平成20年度分と平成21年度分の人件費と比較したところ、平成21年度分の人件費は2,300万円の増額となっているので、その増額となった理由を質問するために理事者に人件費を再確認いたしました。ところが理事者は、平成20年度分において山内土木株式会社の社員分2,400万円を報告するのを忘れたということであります。

そこでお尋ねします。理事者が議会答弁において、平成20年度分の人件費のうち山内土木株式会社の社員分2,400万円の報告を忘れた失態を犯した理由は何か。そして、平成20年度のコナミスポーツと山内土木株式会社を区別して個別にそれぞれ社員数、勤務形態及び給与内訳はどのようになっているのか。簡単明瞭に説明をお願いいたします。

第2に、21年度の本事業の利益と自主事業の利益は幾らか。利益はどのようにして生まれたのか。

数字を示して具体的に説明をお願いいたします。

第3に、トレーニング機器等の使用指導が1億1,500万円の本事業で、エアロビクスや水中ウォーキングが3,880万円の自主事業とする基準について具体的に説明をお願いいたします。

次に、陸上競技場等のむつ地区体育施設の指定管理について質問いたします。スキー場の521万円の赤字補てんの契約はどのようになされたのか。平成21年度のスキー場の収入は幾らか。今年度は521万円のうち幾ら返済されるのか、それとも本年度も赤字補てんをするのか。簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、前指定管理者みなみ農園開発の970万円の横領事件について質問いたします。現在970万円のうち幾ら回収したのか、今後の見通しについて。刑事告訴の今後の見通しについて簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、脇野沢地区の廃棄物不法投棄について。不法投棄関係者の刑事的、道義的、政治的、社会的責任について質問いたします。まず、さきの定例会の私の一般質問の、市民からむつ市が脇野沢地区の不法投棄に関係した業者に脇野沢地区の不法投棄廃棄物処理事業を委託しているという情報提供がありましたが、事実でしょうかという質問に対し宮下市長は、第1点として、これら企業は旧脇野沢村の発注した業務委託契約等に基づき赤坂地区の不法投棄現場を廃棄場所として指定され、業務の遂行を脇野沢村の指示に従って行ったものであること、第2点として、この質問に答えることは、企業を特定して企業名を公表することと同様になること、第3点として、その企業が何らかの不利益をこうむることが予想されることを理由に実質上の答弁拒否をしております。

そこでお尋ねします。まず、宮下市長は以前定例会で、時効の成立がなかったとした場合には、旧脇野沢村長、その他の関係者らは刑事罰の対象

となることは明白であると答弁しております。したがって、時効の成立がなかったならば、刑罰の対象となる6億2,000万円の損害を与えた企業が社会的責任として企業名を公表されて不利益をこうむってもやむを得ないのではないのでしょうか。そして970万円の横領事件を犯したみなみ農園開発の業者名は公表し、6億2,000万円の損害を与えた業者名を公表しない理由は何か。

次に、さきの定例会で宮下市長は、企業は旧脇野沢村の指示に従っただけで、企業には責任ないという趣旨の答弁をしております。しかしながら、企業は産業廃棄物処理の専門家でありますから、宮下市長の認識は誤っているのではないのでしょうか。専門家である企業は、不法投棄が違法であることに気づいているはずであり、企業こそ不法投棄防止のために脇野沢村に対し忠告すべき立場にあったのではないですか。例えばマンションの耐震性不足の構造に気がついた建築家が企業を告発する社会的責任を負う場合と同じであると思うところであります。宮下市長のご所見をお伺いいたします。

次に、さきの定例会の私の一般質問の平成4年12月14日の脇野沢村議会会議録抜粋の提出はなかったのでしょうかという質問に対し理事者は、提出はあったが、今まで行政報告で申し上げておりました不法投棄現場と違う場所でございますと答弁し、6億2,000万円の損害を与えた赤坂の不法投棄とは無関係であると答弁しております。しかしながら、私が関係者に再度聞き取り調査をいたしましたところ、さきの定例会で理事者が読み上げた平成4年12月14日付の総務文教常任委員長の報告で述べられているように、ごみ焼却場が使用不能の状態であったことが6億2,000万円の損害を与えた赤坂の不法投棄原因であるから、赤坂の不法投棄に関係する報告であると確信を持って間違いないと言えると返答しております。さらに、

この総務文教常任委員長の報告について、議会が承認しているの、実質上議会の議決と同じだという関係者もいます。

ところで、理事者はさきの定例会で、場所が違うから、総務文教常任委員長の報告は、赤坂の不法投棄と関係ないとしているが、どのような調査をしたのか。関係ないとする結論は、関係者への聞き取り調査の結果に基づくものなのか、それとも理事者の独断なのか。簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、道路整備について。私道の整備について質問いたします。さきの定例会の私の一般質問での私道整備補助金交付制度の多額の費用について。年金暮らしで費用の負担ができない方や、その理由で費用の負担ができない方にむつ市が配慮して運用することはできないでしょうかという質問に対し宮下市長は、「個人の所得状況により補助率を変動することは考えておりません」と答弁しております。これでは、経済的弱者は私道整備補助金交付制度を利用できなくなります。宮下市長のご所見をお伺いいたします。

最後に、町内会施設の維持管理について質問いたします。町内会において、集会所の場合には集会所の維持管理費は町内会の負担であり、これに対し、コミュニティセンターの維持管理費は市の負担となる理由は何か。簡単明瞭に説明をお願いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷泰造議員のご質問にお答えいたします。

まず、市長の政治姿勢についての第1点目、市役所職員の採用の公平公正についてのご質問ですが、職員採用制度に係る公平公正の担保についてであります。市職員採用試験については、

1次試験問題の作成と採点を財団法人日本人事試験研究センターに委託しており、採点結果の成績順に上位から合格とするため、不正の入る余地はありません。また、面接、作文による2次試験においても、市長以外の委員による評点の合計による上位の順番で合格としており、公平公正さは担保されているものと認識しております。

次に、特別職の縁故採用をどのように防止しているのかについてであります。特別職については、まず専門的な業務を担う職の必要性を判断し、地方公務員法第3条第3項に基づき、臨時または非常勤の職とはいえ、その職にふさわしい経歴や免許等の持ち主を厳正して任用するものでありまして、その任用の手續に関しても、組織上の多様な目線での合議調整のもと行っておりますことから、私的な縁故関係を重視するような要素は極力排除され得るものと認識しております。

次に、ご質問の第2点目、指定管理施設の人事の指導、関与の効果、処理についてであります。まず、新年度から代表者の変更等が行われた場合は、市が報告を受け、確認することを基本協定に盛り込むとしているが、人事介入せずに具体的にどのように処理するのかということについてであります。指定管理業務の遂行体制に変更を加えるような人員の異動等があった場合は、その報告をもとに再度選定委員会の審査に付し、確認を得ることとしたところであり、選定委員会において指定管理者としてふさわしくないと判断された場合は、市側から指定管理者の指定を取り消すことができるとしたものであります。

次に、今後みなみ農園開発のような事案が発生した場合、具体的にどのように対処するのかということについてであります。今述べたような対策のほか、指定管理者に毎年度収支計画の詳細な資料提出を義務づけ、所管課による定期または抜き打ちの経理状況確認をさせ、二重の防止策をとる

こととしたほか、指定管理料の前払いに制約を設け、万が一というときには被害額をできるだけ少なくする措置を講じたところですが、再び同様な事案が起きた場合には、今回と同様指定管理団体に法的な措置も視野に入れながら債務の履行を求めていくことになろうと考えています。どのような措置も完璧とは言えないわけでありまして、さらに検討を加え、指定管理団体との信頼関係を築き上げつつ、緊張関係を適切に保ちながらともに対処していくことが最大の防止策になろうと考えているところでございます。

次に、ご質問の第3点目、市役所職員の時間外勤務と健康維持についてであります。恒常的に夜9時を超えるサービス残業を強いられている部署があるという情報が市民からあったが、事実かというご質問であります。定期的に業務を集中して行わなければならない、グループ制の弾力的運用をもってしても業務が連日深夜まで及ぶということはあるわけですが、それに対して時間外勤務手当を支給しないいわゆるサービス残業として強制するようなことはあってはならないことであり、実際ないものと認識しております。職員の健康上のことから、過重労働は避ける意味でも時間外勤務の抑制には力を入れているところですが、所属長の管理命令のもと、時間外勤務は適正に行われなければいけないものであり、本年度当初においても時間外勤務命令を適正に行うよう注意を促したところでありまして、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、入札制度と談合についてお答えいたします。落札率が94%以上になる原因についてのお尋ねであります。市が適正かつ合理的に設定した予定価格に基づき、それぞれの業者が工事目的物の品質等を十分に考慮して入札した結果の数字であると受けとめております。

また、落札率と談合についてのご質問でありま

すが、公正取引委員会におきましても、談合認定に際しては落札率だけをもって審査を開始したり排除勧告するものではないとの見解を示しております。当市における入札は、公平かつ適正に執行されており、行政として落札率の是非等については言及するべきものではないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第5点目、前総務部長の再雇用についてお答えいたします。まず、政策統括参事を委嘱した経緯と理由についてであります。政策統括参事は本年度から各部に置いた政策推進監から成る政策調整会議が取り扱う市の重要施策の調整などの場面において、全体を俯瞰する視点から、方向性にぶれやそごが生じることがないように助言するなど、その知見を生かして今後推し進める攻めの行政の一翼を担っていただく職として設置することとしたものであります。その職には、行政知識と経験を備えた方として一致して前総務部長がふさわしいとなったものでありまして、本人が固辞するところを重ねてお願いし、就任いただいたものであります。

次に、政策統括参事の委嘱は副市長に匹敵する人事であり、予算の項目に明示して議会に監視の機会を与えるべきではないかというご質問についてであります。政策統括参事という職に関しましては、むつ市非常勤の嘱託員に関する規則の中で工事検査員とともに一連で規定しているものでありますので、人件費予算として人事管理費の非常勤嘱託員費の中で対応することとしたものであります。

次に、市民の中には、副市長がいるので政策統括参事は不要との意見があるということについてであります。さきに申し上げましたように、ネクスト50に向けた攻めの行政へ転ずる副市長とは別次元の職務を持たせた要職として設置した職でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、財政再建についてであります。ご質問の第1点目、下北医療センターが解散した場合、むつ市が財政再建団体に陥る可能性についてであります。ご承知のとおり下北医療センターでは財政健全化法に基づく経営健全化計画を策定し、去る2月に下北医療センター議会において議決されたところであります。経営健全化計画は、各病院、診療所の経費の抑制に努め、業務の効率化を図るとともに、一般会計からの確実な繰り入れにより平成24年度で経営健全化基準である資金不足比率20%を下回ることを目標にしたもので、あわせて下北医療センターの組織の改編について検討を行うこととしております。

この組織の改編につきましては、下北医療センターとして運営する施設はむつ総合病院のみとし、その他の病院、診療所については各市町村へ移管することを検討することとしておりまして、構成市町村においても経営健全化計画に基づき検討協議を進めなければならないものと考えております。したがって、現状においては経営健全化計画に沿った不良債務の解消を図っていくことが第一義でありまして、計画の方針に沿わないような下北医療センターの解散という仮定のご質問につきましては、お答えを差し控えさせていただきますと存じます。

ご質問の第2点目、メンタルヘルス科病棟建設にかかる起債約5億1,400万円のむつ市の負担分についてであります。この起債につきましては、元金5年据え置き30年償還となっており、元利償還金は下北医療センターの構成市町村で費用を案分することとし、むつ市の負担割合は87.97%となっております。

ご質問の第3点目、赤字解消計画における除雪経費の影響はどうだったのかというご質問についてであります。提案理由でもご説明いたしましたが、平成21年度の決算見込額は累積赤字が約7億

3,100万円となり、単年度収支では約7億3,100万円の黒字で、赤字解消計画で目標に掲げた7億6,800万円を約3,700万円下回る見込みとなっております。決算に係る詳しい分析につきましては、これから作業に取りかかることとなりますが、大雪による除排雪経費の増額により赤字解消計画との乖離を危惧しておりましたところ、さらなる内部経費の節減、特別交付税の増額及び国の経済対策に伴う交付金の活用等により赤字解消計画を約3,700万円ほど下回る見込みとなったことに安堵しているところであります。

今年度においても決算の分析や国・県の動向を踏まえ、赤字解消計画の見直しを行い、平成23年度の赤字解消に向けて引き続き努力してまいりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、使用済核燃料税の今後の見通しについてお答えいたします。平成12年の地方分権一括法の施行により地方分権の推進を目的に自主課税権の拡充が図られたことから、これを契機として多くの自治体で独自の税についての検討が進められてまいりました。地方分権が時代の大きな流れとなっている中、地方がおのこの個性を生かした特色あるまちづくりを実現し、地域の実情に応じた施策を自主的に行うため、これを支えるための新たな財源を確保することが必要不可欠であるとの考えによるものです。

当市が創設について検討しております使用済核燃料税は、中間貯蔵施設を受け入れるに当たり当該施設に貯蔵される使用済核燃料に対して自主課税権を行使するものであります。これは、中間貯蔵施設周辺地域の防災体制や安全対策のほか、住民の防災意識の高揚、道路網の整備、地域イメージの向上及び原子力関連施設との調和と共存を図るなど、下北地域の中核都市としての役割を担えるまちづくりを行う上で恒久的な財源を確保し、将来の財政的基盤を確立することを目的としておりま

す。

ご質問の今後の見通しについてであります、現在新税創設のためのプロジェクトチームにおいて、先進地の例を参考にしながら課税標準や税率などの主要な部分についての調整作業を行っており、今後検討課題が十二分に理論構築された段階で各関係機関との具体的な協議に入る予定となっております。先般事業者におきまして、リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業許可が得られたことで事業開始へ前進が図られたところでございますが、本市といたしましては、事業者との相互理解を第一義として課税のための条例制定、国から同意を得るための協議等の手順を踏んだ後、中間貯蔵施設の事業開始に合わせて課税権を行使できるよう事務を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、指定管理者制度についての1点目、ウェルネスパークの指定管理について及び2点目の陸上競技場等のむつ地区体育施設の指定管理の赤字処理については、担当部長から答弁いたします。

次に、ご質問の3点目、農事組合法人みなみ農園開発の970万円横領事件の損害金の回収状況と刑事告訴の見通しについてであります。農事組合法人みなみ農園開発の指定管理者の指定取り消し後の対応については、むつ市議会第203回定例会及び本定例会におきまして行政報告いたしましたところでありますが、農事組合法人みなみ農園開発に対し、指定管理料の返還金及び指定管理取り消しに伴う違約金について請求していましたが、本年5月12日、青森地方裁判所より農事組合法人みなみ農園開発の破産手続開始の通知があり、市では青森地方裁判所に対し、返還金と違約金及び市税等の債権届出書を提出したところであります。破産管財人によりますと、現在法人の持つ資産であります未収金を回収するため関係者に対し請求しているが、回収は見込めない状況であ

り、また着服した理事にも面会したが、賠償能力はないとのことであり、市では、7月27日に青森地方裁判所において開催される破産手続に伴う財産報告集会、債権調査計算報告集会等に出席し、情報収集と意見を述べることとしておりますが、さきに述べましたとおり、破産管財人の未収金回収状況から、市の債権回収は困難な状況であると考えております。

次に、刑事告訴の見通しについてであります、農事組合法人みなみ農園開発に対する対応については、これまで顧問弁護士や警察等と法人や事件を引き起こした理事に対する法的措置等について相談してまいりましたが、当該理事に対しては、市は直接の被害者とはならないため告訴は難しいとの判断をいただいているところであります。また、農事組合法人みなみ農園開発が告訴をしない場合には、市が当該理事を告発することとしておりますが、代表理事や他の理事については、事件との因果関係や証拠等から法的措置は難しいとのことであり、現在代表理事は、被害届けや告訴に向けて準備をしていると伺っており、今後はその動向を見ながら対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、質問事項の4点目、脇野沢地区の廃棄物不法投棄についてお答えいたします。ご質問の1点目の不法投棄関係者の刑事的、道義的、政治的、社会的責任と企業名の公表についてであります、この事案はあくまでも旧脇野沢村が村有地に不法投棄したものであり、廃棄物処理法では5年、また民法上の損害賠償は3年であり、既に時効が成立しております。時効成立ということは、責任を問えないことであること、また責任の有無、度合いがはっきりとしない企業名を公表することは、その企業に不利益を与えることになるという判断であります。

2点目のみなみ農園開発との取り扱いの違いということでありますが、事案の損害額の多寡によって企業名の公表の是非が左右されることはありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目ではありますが、この事案に関連した企業はありましたが、いずれも旧脇野沢村が発注した業務委託契約の中で廃棄場所を指定しておりますので、それぞれの判断にゆだねざるを得ないのではないかと考えております。

次に、旧脇野沢村議会の総務文教常任委員長の報告についてのご質問の1点目、委員長報告は赤坂地区不法投棄現場と関係がなかったのかのお尋ねであります。平成4年12月14日に村議会に委員長報告された内容は、口広地区の旧最終処分場における野焼き状況と辰内地区の最終処分場の視察に係るものであります。また、視察場所についても当時の関係者から確認を得ているとの報告を受けていましたので、委員長報告での視察を行った場所につきましては、赤坂地区不法投棄場所ではなかったものととらえております。

2点目のこれまでの議会説明では、旧焼却場が使用不能となったために赤坂地区への不法投棄、焼却処理したとあるが、これに間違いはないのかのお尋ねであります。これまでの議会における行政報告や一般質問での答弁でご承知のとおり、平成4年旧焼却場が使用不能となり、口広地区旧最終処分場や赤坂地区不法投棄現場への投棄となったものであり、旧脇野沢村議会の総務文教常任委員会が辰内地区最終処分場や口広地区旧最終処分場における野焼き状況を平成4年10月に視察しております。一方、赤坂地区不法投棄現場へは、その後に投棄、焼却が行われたものでありますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、私道の整備についてのご質問にお答えいたします。私道整備補助金交付制度と利用者救済についてですが、前回もお答えいたしましたとお

り、私道整備補助金交付制度は個人に補助金を交付する制度ではなく、町内会及び地域住民が組織する団体が行う私道整備に要する経費について、補助金を交付する制度でありますので、団体構成員の経済状況を勘案することは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の6点目、町内会施設の維持管理についてであります。集会所とコミュニティーセンターの維持管理費の負担については、担当部長から答弁をいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 指定管理者制度についての1点目、ウェルネスパークの指定管理についてお答えいたします。

まず、ウェルネスパークの人件費の報告を間違えた理由についてであります。ウェルネスパークの平成20年度の指定管理は、グループにより指定管理を行っており、それぞれの経費内訳を合算して報告を受けております。さきの定例会で本事業と自主事業のそれぞれの月別での人件費を求められ、説明資料の作成に当たって資料をまとめる際に、一方の団体のみの人件費内訳を計上し、その確認がされないまま報告したということでございます。このたび再確認した結果、この一方のみが報告されたということがありましたので、議員にもお伝えした次第でございます。大変申しわけありませんでした。今後においては、この確認を徹底して報告いたす所存でございます。

次に、平成20年度のそれぞれの団体の社員数、勤務形態、給与内訳はどのようになっているかのご質問ですが、グループの一方の団体は、施設の館長を初め7名の正職員、有期職員、期限のある職員でございますけれども、有期職員が交代で維持管理、空調等の設備機械の運転調整を行っております。もう一方のグループは34名の正職員と有期職員、パート職員で、事務処理、受け付け、ト

レーニング機器使用指導、プール監視及び自主事業のエアロビクス等の指導者等を交代で勤務してございます。その給与の内訳については、正職員、有期職員、臨時職員、資格を有する職員等でそれぞれ異なりますが、統括管理者や施設の館長を含めた7名の職員の人件費は2,430万5,137円、運営に当たる34名の職員の人件費は5,763万8,882円となっております。

次に、平成21年度の本事業の利益と自主事業の利益はどのくらいか、またどのようにして生まれたかのご質問ですが、本事業の収入総額が1億3,359万7,777円、支出総額が1億3,207万892円で、収支の差額152万6,885円となっております。また、自主事業の収入総額は3,528万8,625円で、支出総額が3,281万3,766円で、収支の差額が247万4,859円の黒字の決算報告が提出されております。いずれも民間企業の管理ノウハウによる経費の節減を図った企業努力や利用者増に向けての広報事業活動、受付カウンターでの接遇によるものではないかと考えております。

次に、トレーニング機器使用指導の本事業とエアロビクスなどの自主事業の区別についてのご質問ですが、ウェルネスパークには多くの備品機器を取りそろえております。その中には、スポーツ競技で使用されるものから、ふだん見たことのないような専門的な機器もあります。その中でトレーニング機器の使用法、またどの程度の荷重をかけてトレーニングしたらよいものか、だれもが知っているものではないことから、安全管理上の問題もあり、初めての利用者などに機器の取り扱い指導やトレーニングの方法及び荷重設定を指導しているものであります。このようなことが本事業におけるトレーニング機器の使用指導になります。

自主事業は、エアロビクスなどのフィットネスプログラム、水中運動のプールプログラムなどで、

指定管理者自らの責任と創意工夫により企画立案して行うものであり、トレーニング指導士などの資格者により一定の時間に行ういろいろな種類の健康運動教室でありますので、ご理解賜りたいと思います。

2点目の陸上競技場等むつ地区体育施設の指定管理の赤字の処理についての赤字補てんの契約内容のご質問ですが、むつ地区指定管理者管理の基本協定書第27条第2項の規定に基づく協議により、平成20年度の指定管理料の変更協定を平成22年3月に締結いたしております。その内容は、平成20年度の指定管理料の追加分として521万3,000円を乙に、指定管理者に対して支払うものとするものです。そして、指定管理期間内に剰余金が生じた場合は、追加分の範囲内で甲乙協議のうえこれを返還するものとするものでございます。

次に、平成21年度のスキー場の収入は幾らか、本年度幾ら返済されるかのご質問ですが、平成21年度のスキー場のリフト利用料収入は1,920万3,000円であります。全体の決算報告では72万7,300円の赤字決算の報告が上げられており、剰余金は生じませんので返還金はありませんが、指定管理期間内に剰余金が生じた場合は追加分の範囲内で甲乙協議のうえ、これを返還するものとの規定から、本年度3月31日までの結果を見て協議させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） ご質問の6点目、町内会施設の維持管理についてであります。集会所の維持管理費は、町内会の負担であり、これに対してコミュニティセンターの維持管理費は市の負担となる理由は何かのご質問であります。新谷泰造議員ご承知のとおり、町内会とは地域住民により自主的に組織され、日常的に活動を行って

る任意団体であります。集会所は、その自主的な活動に資するために町内会の判断により建設しており、自ら管理運営する集会施設でありますことから、その維持管理費についても町内会が負担するものであります。

一方、コミュニティセンターにつきましては、設置目的として市民の福祉の増進と自主的活動を促進し、市民が自由かつ主体的に集い、学習、保育、休養または集会の用に供するために市が設置した施設でありまして、利用対象を広く一般市民としておりますことから、その維持管理費については市が負担するとしているものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- 議長（村中徹也） 2番。
- 2番（新谷泰造） まず、採用試験についてお聞きいたします。

筆記試験の後に筆記試験の合格者を発表しない理由はどこにあるのか。筆記試験を第1次試験といたしまして、面接を第2次試験といたしますと、普通第1次試験の筆記試験があった場合には、普通の試験ですと発表したりしますのですけれども、むつ市の場合はその筆記試験終わった後に発表はしているのでしょうか、していないのでしょうか。

- 議長（村中徹也） 総務政策部長。
- 総務政策部長（阿部 昇） 2次試験に移行するプロセスでございますので、当然その当該ご本人方には結果を通知申し上げます。
- 議長（村中徹也） 2番。
- 2番（新谷泰造） 公表をしない理由は何か。
- 議長（村中徹也） 総務政策部長。
- 総務政策部長（阿部 昇） 新谷泰造議員お話しの方の公表というのは、その氏名などという意味でございますか。
- 議長（村中徹也） 2番。
- 2番（新谷泰造） 氏名でも番号でも、現在のと

ころ、公に1次試験の合格者を発表しているのでしょうか、していないのでしょうか。

- 議長（村中徹也） 総務政策部長。
- 総務政策部長（阿部 昇） してございません。
- 議長（村中徹也） 2番。
- 2番（新谷泰造） そのしていない理由をお聞きしているのでございます。
- 議長（村中徹也） 総務政策部長。
- 総務政策部長（阿部 昇） 特に1次試験の合格者の数を公表するという意義が私ども積極的な理由に乏しいという判断でございます。
- 議長（村中徹也） 2番。
- 2番（新谷泰造） 市民からの私に対する手紙の情報ですと、面接試験の前に筆記試験の合格者の名前が副市長、総務部長から宮下市長に報告されたという情報があるのですけれども、それは事実でしょうか。
- 議長（村中徹也） 総務政策部長。
- 総務政策部長（阿部 昇） 今言及されました副市長からとかというお話につきましては、恐らくあれでないでしょうか、面接官が所定のメンバーでございますので、そこで面接を経た結果を内部的に、最終的な意思決定をするプロセスとしまして、事前にその内容を報告するという意味ではないでしょうか。
- 議長（村中徹也） 2番。
- 2番（新谷泰造） そうしますと、結局公表するのは、個人と面接官だけに公表しているということよろしいのですか。公表ではない、合格の知らせをしているというのは。
- 議長（村中徹也） 総務政策部長。
- 総務政策部長（阿部 昇） そのとおりでございます。
- 議長（村中徹也） 2番。
- 2番（新谷泰造） その合格者は、だれとだれが大体1次試験終了した段階で、試験官とかそうい

うのを知っていることになるのでしょうか、組織の中において。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 先ほどの市長の答弁にもございますように、組織上のしかるべき立場にある方々が、その客観的な多様な目線で知り得ると、その限りで知り得ると、その範囲内で知り得るということでございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） では、次の質問に移らせていただきます。この件は、またちょっと検討させていただきますので。

先ほどの指定管理者の人事の件についてですけれども、代表者が変更になった、あるいは大幅な役員改正の組織改正がなされた場合に、報告義務というのは規定しているのですか。

○議長（村中徹也） 総務課長。

○総務政策部副理事総務課長（花山俊春） 指定管理者のほうの運用の規則というものがございませぬ。そちらのほうの第8条の部分、それから基本協定の中でも指定管理者のほうとそういうふうな場合は報告を上げてくださいということで結んでおります。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） では、内容を具体的に説明していただけないでしょうか。

○議長（村中徹也） 総務課長。

○総務政策部副理事総務課長（花山俊春） むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則がございませぬけれども、その第8条、変更事項の届出というふうな条項がございませぬ。「指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地等に変更があったときは変更届出書」、これは様式第5号ですけれども、それにより「遅滞なく、市長に届け出なければならない」としてございませぬ。

それから、基本協定書のほうですけれども、その部分は、その届け出を受けてからこちらのほうで選定管理委員会にかけるときはかけて、協定書の第40条のほうに指定管理者の指定の取り消しというふうな条項がございませぬ。その4項に乙の指定管理業務遂行体制に変更が認められ、乙による指定管理業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すことができるというふうな条項を追加した部分です。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） 今の最後の条項は、報告義務ではないでしょうか。それは、取り消し事由に該当するというだけの規定ではないですか。

○議長（村中徹也） 総務課長。

○総務政策部副理事総務課長（花山俊春） 議員ご指摘のとおりです。届け出の部分につきましては、基本協定の中に条例規則にのっとって業務を遂行してくださいという部分がありますので、その部分で読み取れるということになっております。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） では、それはどういう解釈で、では条例のどこの規定によるのですか。先ほどの規則が条例なのですか。

○議長（村中徹也） 総務課長。

○総務政策部副理事総務課長（花山俊春） その基本協定のほうには、むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、それからその施行規則、基本協定書、仕様書等に基づいて指定管理業務を履行してくださいというふうな規定になっております。それで、先ほどの届け出の部分に関しましては、条例施行規則のほうに第8条としてのせられている部分であるということですよ。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） だって、前回の定例会の答弁で市長は、基本協定に全部適用条項規定すると書いているのですけれども、これでは基本協定書に

は報告義務を規定しないのと同じではないですか。

○議長（村中徹也） 総務課長。

○総務政策部副理事総務課長（花山俊春） 基本協定書のほうに条例施行規則に定められている事項を遵守するというふうな表現なわけです。ですので、その規則に定められている事項は履行されなければいけないということになります。

○議長（村中徹也） これで、新谷泰造議員の質問を終わります。

午後2時30分まで暫時休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎野呂泰喜議員

○議長（村中徹也） 次は、野呂泰喜議員の登壇を求めます。9番野呂泰喜議員。

（9番 野呂泰喜議員登壇）

○9番（野呂泰喜） 改革21会派に所属をしております野呂でございます。私ども改革21会派として立ち上げた意義性、そして何よりも政治理念でございますけれども、ワン・フォー・オール、オール・フォー・ワン、すなわち一人はみんなのために、みんなは一人のために、いわば市民の皆様のために、市民の皆様が目線で、市民の皆様の安心安全、そして何よりも市民皆様の生活環境がよくなることを目指して是々非々でむつ市政に取り組んでまいりたいと思っております。その意味でも、むつ市議会第203回定例会において可決がなされました国民健康保険税13.8%の引き上げに対しましては、改革21会派の同志であります川端一義議員、目時睦男議員として、これ以上の引き上げは

国民健康保険に加入をなさっている生活基盤の弱い皆様にとりまして、より一層生活が厳しくなるとの観点から、私どもは反対をいたしました。

むつ市議会第204回定例会に当たり、通告順に従い一般質問を行います。市長並びに理事者におかれては、前向きなご答弁をお願いいたします。

まず1点目でございます。陸奥湾内における掃海訓練について。陸奥湾において、海上自衛隊掃海訓練が7月14日から26日まで約2週間かけて実施される予定が決まりました。地域住民といたしましては、また地元大湊商店会並びに大湊飲食店会等々といたしましても、訓練実施に多大なる期待を持っておりますので、訓練実施が決まりましたことは、地域といたしまして、まことにありがたいことと思っております。ご尽力をしていただきました関係者各位に感謝を申し上げます。今個人で商売をなさっておられる皆様にとりまして、まことに厳しい社会情勢であります。商業環境が厳しい中で、地域の商店、飲食店等々に多大なる経済効果をもたらしていただけるのが掃海訓練であります。

そこで質問であります。陸奥湾内における掃海訓練約2週間、むつ市にとりまして経済効果を幾らと見込んでおられるのか。

2点目、毎年なぜ掃海訓練がすんなり決まらないのか。地元商店会として、地域として歓迎準備のための時間が非常に足りないと思っております。

3点目、その原因は、そしてその対策について。

4番目、東北防衛局として、もし陸奥湾内で訓練実施ができない状況になったらどのようなのかお聞かせをいただきます。

質問の2点目といたしまして、都市計画マスタープランと都市計画道路について質問をいたします。このたびむつ市都市計画マスタープランが2年をかけまして、都市計画審議会での集中審議に

より、むつ市都市計画マスタープランとして了承されました。ただし、私といたしまして、常に疑問に感じているのが都市計画と都市計画道路の関係であります。と申しますのは、都市計画を策定するに当たり、まず課題として道路整備が挙げられ、また道路整備の重要性が認識されまして、都市計画道路として認定がなされ、路線決定がなされてきた経緯がありながら、都市計画道路整備がなされないことでもあります。現状として、交通量の増大により朝夕の渋滞が常態化しているのが現実であります。

そこで質問であります、むつ市都市計画道路として認定をしているのは何路線あるのか。また、現在何路線で総延長は幾らなのか。

2点目として、現在整備がとまっている路線、また未着手路線へのこれからむつ市としての対応方について。

3番目として、大平町横迎町線についてお伺いいたします。この路線につきましては、むつ市役所移転以前から指摘をしまいましたが、改善がなされないままであり、国道338号の特に朝夕の渋滞がひどいようであります。

最後です。国民健康保険税についてお聞きをいたします。先週国民健康保険税納税通知書が皆様方に送付されたことと思います。医療分、支援金分、介護分を足したものが年税額であります。どちらかといいますと、比較的所得の低い方々が加入されている率が高いのが国民健康保険であろうかと思えます。所得が200万円以下の世帯が8割、100万円以下の世帯が6割であり、生活環境が非常に厳しさを余儀なくされている世帯が多いのが現状であります。苦しい家計のやりくりの中で何とか国民健康保険を払ってきた方々も平成20年度に15.2%引き上げをされ、平成22年3月において13.8%のさらなる引き上げをなされ、このたびの税率引き上げにより納税通知書をごらんになった

市民の皆様方の家計がより一層厳しさを増したのではないのでしょうか。

そこで質問であります、平成17年3月合併前の旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村における国民健康保険税はそれぞれ幾らだったのか。合併前の旧町村における収納率、滞納率は幾らだったのか。旧むつ市における収納率、滞納率は。このたびの13.8%の引き上げにより皆様方の負担が幾らふえたのか。現在のむつ市の収納率、滞納率は幾らなのかをお聞きいたしまして、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 野呂議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目、掃海訓練についてであります。まず、経済効果を幾らぐらいと見込んでいるのかとのお質問であります、海上自衛隊が毎年行っている陸奥湾での掃海訓練は、掃海艦、掃海艇等が全国から集結し、機雷排除訓練を行っているものであります、ことしは7月14日から26日までの期間で、自衛隊員1,200名、艦船26隻、航空機15機、さらに米海軍から航空機1機から2機が参加する予定と伺っております。

市独自に掃海訓練の経済効果を試算することはなかなか困難であります、大湊地方総監部が経済効果について、隊員アンケート等により調査を実施しており、これによりますと、約2週間の訓練期間中は、艦船での燃料や食材等の補給のほか、隊員個人に係る消費等の動向は、タクシー、バス、レンタカーなどの交通機関を初めホテル、飲食などのサービス業、さらにお土産品や日用品等の小売業などを利用されており、直接的な経済効果があるほか、当市を訪れた隊員の方々が各地に戻った際に、当地で体験された風景や食文化を広く伝えていただくことにより、市内で消費する直接的

な経済効果とあわせて全国へむつ市をPRする大きな効果があるものと認識いたしております。大湊地方総監部より発表された調査内容については、担当部長から答弁いたします。

次に、毎年なぜ掃海訓練がすんなり決まらないのかのお尋ねであります。これにつきましては、むつ市議会第202回定例会において同様の趣旨でご質問があったところであり、答弁では重複する部分がありますことをご了承いただきたいと存じます。

掃海訓練は、陸奥湾におきまして、平成18年度に実施できなかったことが1度あったほかは、昭和39年度から毎年定期的には実施されてきており、今年度におきましても陸奥湾内の関係する漁業者との協議が調い、来る7月14日から7月26日まで訓練を実施する旨の報告を受けているところであります。

一般的に掃海訓練の実施に当たっては、漁業者のご理解、ご協力が不可欠であり、国と関係漁業者との信頼関係、きずなといったものが大事な要素として底流にあると思料するところであります。これまでも毎年幾度にもわたって協議をしてきているということは、国と関係する地元漁業者がお互い誠意を持って相互に制度理解、意思疎通に努めているというあかしであると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、その原因と対策についてであります。ただいまお話しいたしましたとおり、毎年の協議は円滑な訓練実施に向けての制度理解、意思疎通に努める場であると理解しておりますので、両者の認識共有と信頼関係をさらに強固なものとし、来年度以降においても掃海訓練が円滑かつ安定的に実施されることを期待しているところであります。市といたしましても、引き続きそれぞれの立場の理解に努めながら、訓練実施に向けたできる限りの後方支援をしまいたいと考えておりま

すので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、陸奥湾内で訓練ができなくなるとどのようになるのかとのことでもあります。むつ市といたしましては、そのような状況にならないよう、市としてもできる限りの努力をしまいたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、都市計画マスタープランと都市計画道路についてのご質問であります。これにつきましては、担当部長より答弁いたしますので、ご了解願います。

次に、国民健康保険税についてであります。税率改正の経緯につきましては、担当部長からお答えいたします。

国民健康保険特別会計の見直しにつきましては、現在国において市町村国保の広域化や高齢者医療制度の見直し等を検討しており、これらの状況を見きわめながら、むつ市国保会計の健全な運営に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、徴収率等の詳細につきましては、税務調整監から答弁を申し上げます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） むつ市にとって経済効果がある掃海訓練について、市長答弁に補足説明させていただきます。

大湊地方総監部経理部が発表したむつ市における海上自衛隊の経済効果調査結果の中に、平成19年7月に行われた掃海訓練に参加した隊員へのアンケート調査がございます。このときの掃海訓練は、訓練期間約20日間、参加者1,200人の規模でありましたが、参加者にアンケートを行い、1,021人の回答から導き出した経済効果は、飲食等約4,900万円、交通費約780万円、お土産等約500万円ということで、訓練中の個人消費は約6,000万円という数字が出されております。これ

に加えまして、艦艇の燃料及び食材補給等を加味しますと、相当大きな経済効果があると推測されます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 野呂議員のご質問、都市計画マスタープランと都市計画道路についてお答えいたします。

お尋ねの1点目、むつ市都市計画道路として認定している路線は今現在何路線で、総延長は幾らかというご質問でございますが、むつ都市計画区域内の都市計画道路は、平成22年3月31日現在で全19路線、総延長5万5,670メートルを計画決定しております。そのうち県の決定路線分は12路線、延長4万7,820メートルであり、市の決定路線分は7路線、延長7,850メートルであります。

計画幅員どおり完成している道路延長は2万294メートルとなっており、進捗率といたしましては、約36%となっております。

なお、都市計画道路につきましては、原則としてD I D地区、いわゆる人口集中地区でなければ都市計画事業で実施できないことから、今後種々検討し、財政状況も見きわめながら整備計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

ご質問の2点目でございますが、現在整備がとまっている路線のこれからの対応についてでございます。現在決定されております都市計画道路19路線のうち完成済みの路線は田名部駅停車場線のみでございます。他の11路線につきましては部分完了、7路線につきましては未着手という状況となっております。

今後平成20年度に実施しました都市計画基礎調査並びに平成20年度、平成21年度の2カ年で実施したむつ市都市計画マスタープランを踏まえまして、都市計画道路の見直しに関しましては、国土交通省監修の都市計画運用指針により定められま

した県の都市計画道路見直しガイドラインをもとにむつ市の都市計画道路の見直しを図りながら整備促進に努力してまいりたいと思っております。

次に、3点目の横迎町大平町線についてのご質問にお答えします。議員ご指摘のとおり、市役所がこの新庁舎に移転しました結果、市役所前の国道338号の朝夕の混雑が恒常的になってきたことはご承知のとおりであります。この混雑解消のために新庁舎南側にあります都市計画道路横迎町大平町線の整備を実施しないのかのお尋ねでございますが、この路線につきましても、さきに申し述べましたように、幹線道路と同様、非常に重要な路線と考えておりますことから、今後実施事業の選択や、これもまた財政状況等々を勘案しなければいけないこととございますものですから、そのようなことを踏まえまして、事業実施に向けてさらに検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 国民健康保険税の見直しについての税率改正の経緯の部分について市長答弁に補足説明させていただきます。

国民健康保険は、国民皆保険の根幹をなす医療保険制度として地域医療の確保に大きな役割を果たしてまいりました。しかしながら、国民健康保険は被用者保険に属さないすべての人を対象としていることから、社会経済情勢の影響を受けやすい体質でありまして、そのため各保険者はその運営に苦慮しているところでございます。また、国民健康保険の給付に当たりましては、一般被保険者の場合、自己負担を除いた費用について、国・県が50%を負担し、残る50%は国保税で賄わなければならないこととなっておりますので、医療費の増嵩に見合った財源の確保が必要となります。

当市の国保会計につきましても、医療費の増嵩

により平成20年度で3億8,900万円の赤字となり、平成21年度末には累積赤字のさらなる増加が見込まれました。このため、単年度収支の均衡や累積赤字の解消を図るべくさきのむつ市議会第203回定例会に税率改正を提案し、御議決賜ったところでございます。

この赤字解消につきましては、急激な負担増にならないよう、平成22年度から平成26年度の5カ年での解消を目標に激変緩和を図っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） 続きまして、国税の収納率等についてご説明申し上げます。

平成17年3月合併時の旧町村の国民健康保険税ですが、平成16年度数値で説明させていただきます。

旧川内町の保険税は、1人当たり5万8,573円で、1世帯当たり12万8,638円となっております。

旧大畑町の保険税は、1人当たり6万3,885円で、1世帯当たり13万5,070円となっております。

旧脇野沢村の保険税は、1人当たり5万5,713円で、1世帯当たり12万9,287円となっております。

旧むつ市の保険税は、1人当たり7万769円で、1世帯当たり13万9,216円となっております。

次に、旧町村における収納率、滞納率、また旧むつ市における収納率、滞納率について、平成16年度数値で現年分収納率プラス滞納分収納率の合計で説明させていただきます。

旧川内町の収納率は62.3%、旧大畑町の収納率は60.3%、旧脇野沢村の収納率は89.1%、旧むつ市の収納率は62.8%となっており、滞納率はそれぞれ37.7%、39.7%、10.9%、37.2%となっております。

次に、平成22年3月定例会での値上げによって旧町村、旧むつ市の皆さんの負担が幾らふえたのか金額で示せとのことですが、合併後、旧市町村

別の集計はしておりませんので、むつ市1本の数値で説明させていただきます。なお、平成21年度数値は決算見込額、平成22年度数値は予算額をもとにした金額となっております。

平成21年度、1人当たり8万1,237円の保険税が平成22年度では9万1,867円となり、負担として1人当たり1万630円ふえる見込みとなります。また、1世帯当たりにして14万6,291円の保険税が平成22年度では16万6,667円となり、1世帯当たりの負担として2万376円ふえる見込みとなります。

最後に、現在のむつ市の収納率及び滞納率ですが、平成21年度決算見込みで現年課税分収納率が87.9%、滞納繰越分収納率が16.8%、合計収納率が66.3%となっており、滞納率は合計で33.7%となっております。

以上です。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） ご答弁まことにありがとうございます。

まず、陸奥湾内における掃海訓練について。経済効果はあるということで解釈してよろしいでしょうか。それと、先ほど市長から、自衛隊さんと、それから各漁業組合さんとの信頼関係だと、その部分を構築していただきたいということ。ところが、陸奥湾内で掃海訓練ができなくなったら困ると。いわゆる市としても何とかしたいというご答弁がありました。私申し上げたいのは、やはりむつ市としての政治的なガバナンスを発揮していただきたい。やはり地域の皆さんがこういう経済効果があると、そしてこの掃海訓練によって、より自衛隊さんとの親密関係を皆さん構築しておる文化がございます。その部分、是が非でも私としては早目早目の手を打っていただいて、掃海訓練が円滑に実施されることを望んでおるわけでございます。いわゆるそれが地域市民の総意でございます。

す。市長、ご答弁をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 経済効果あるやなしやというふうなことがまず1点目ございましたけれども、経済効果はあると、このように認識をいたしております。先ほど経済部長から、ほぼ1,200名、大体6,000万円くらいというふうな形の数値が出たかと思えますけれども、そのほかにもさまざまな部分で糧食の部分、それから燃料の部分、さまざまなことで効果があろうと。これは、産業連関表を使いましての波及効果を計算したところ、6,000万円というふうな形なのですけれども、約7,000万円程度のものがまず第1次波及効果、第2波及効果というふうなことでは経済波及効果としては考えられるだろうと。そういうふうなことからいたしますと、非常に大きな経済効果があろうと、このように思います。

2点目のほうは、野呂議員から、陸奥湾内で訓練ができなくなるとどのようになるのかというふうなお尋ねがありましたので、そのような答弁をさせていただいた次第でございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） まず、市長からも再度経済効果はあるのだと、7,000万円ということでございますけれども、その目に見えての経済効果は7,000万円、裏の船に対する食材等、いろいろ含めるともっともっとあるだろうということで、私としては提案申し上げたいのですが、この経済効果、やはりきちんとした数字を把握していただきたい。いわゆる数字によって市民の皆様方のご理解はまだまだ出てくるものと私は思っております。関係者の皆様方の姿勢も変わってくるのではないのかなと思っております。再度市長にお願いします。政治のガバナンス、いわゆるむつ市としてのガバナンスを発揮していただきたい。この部分は要望させていただきます。

そして、先ほども壇上で申し上げました、なぜ掃海訓練がすんなり決まらないのか。私たち地元商店会といたしますれば、早目に決まっていたければ、いわゆる毎年きちんと恒例でできることであれば歓迎、そしていろんな形で、商店会としても、また飲食店会としても出せるのですけれども、決まるや決まらないやという状況で、いわゆる今年も決まったのが5月の末、調印ができたのが5月の末かなという形でありますので、実施期間が1カ月半しかないということで、歓迎をするに当たってもいろんな話し合いもままならない状態でございます。でき得るならば、私とすれば、毎年毎年やっていただけるのがベストでありますけれども、いわゆる話し合いのもとで、複数年数の訓練の調印をしていただければ非常にありがたいと思います。その部分で市長、複数年数への対応方をどのように考えておられるのかお聞きをいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは、やはり毎年の協議というものは、円滑な訓練実施に向けての制度理解、それから意思疎通、これに努める場所であるということですので、すんなり決まっていないのではないかとこのふうな趣旨なのですけれども、私はすんなり決まっているというふうな理解をしております。

それから、複数年というふうなご提案、ご意見として承りましたけれども、これはやはり漁業補償等は国の中でも単年度ごとの予算というふうなことになりますので、この部分についてはなかなか厳しい状況があるのではないかなと。例えば5年間だったら5年間継続してやるためには、1年ごとにどうしていく、要するに単年度ごとの予算というふうなことになりますので、そういうところはなかなか厳しいことがあるのではないかと私は認識をしております。これは、とにかく国と、

そして関係漁業者と、そして市とすれば中に入りまして、さまざまな形での情報を提供し、またサポートしていく立場というふうに理解をいたしておるところであります。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） 先ほどの答弁とまたちょっと変わってきて、市のほうの関与が大分弱くなったような答弁の仕方。経済効果の部分は認めると。しかし、市の関与に関しては幾分腰を引いたような今の答弁に私は受け取りました。まずいずれにしてもこの複数年、市長のほうから今5年というあれが出てきましたけれども、私は2年でも3年でもできればそれでいいのかなと。そしてまた新たな細部にわたって協議をしていければそれによるのではないかと。とにかく私が考えるには経済効果がまずあるということをご指摘をしておきます。

そして、東北防衛局が来てすんなり決まったわけではない。たしか2回、もしくは3回ぐらい往復なさったと思います。この部分をご指摘をしておきます。

次に、都市計画マスタープラン、道路でございますけれども、先ほどの答弁でいくと19路線を認定していたということでありまして、県のほうが12路線かな。そして、市のほうが7路線ということでありまして、舗装率が36%という随分低い数字だなと思っておりました。

それで、全く未着手路線が7路線ということありますけれども、これにつきましては先ほど建設部長から、この間市政だよりも載りましたけれども、路線の見直しということで載っておりましたけれども、その分ちょっと詳しくお知らせいただきたいと。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 5月の市政だよりも載せておりましたのですが、用途地域等の見直しをさ

せていただくということで、これはあくまでも都市計画マスタープランを踏まえました形で、今度はその中に入っていくという形になります。用途地域の見直しの方針を6月25日に市民の皆様にご説明をさせていただくと。それを踏まえまして、6月下旬から7月下旬までの1カ月間をかけて、その意見を募集させていただきます。そのうえで9月上旬ぐらいになろうかと思いますが、その見直しの素案を市民の皆様にも、また公開していくということで、さらにはその素案の説明会も実施します。そのうえで、その経過を踏まえまして審議会に提出いたしまして、意見聴取を行ったうえで、また審議会にその原案を報告させていただくというストーリーを持ってございます。最終的には、市民の原案公聴会開きながら、年度内の決定をさせていただきたいというスケジュールを考えてございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） タイムスケジュールは、大体理解しました。ということは、最終的にはまた都市計画審議会に諮るということですね。戻ってくるということですね。そう理解してよろしいのかな。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） そのとおりでございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） それはそれとして、今のその都市計画道路なり認定されたものは、いわゆるそれを取り払うということでしょう。いわゆる認定したものを、決定しているものを、まずそれを認定から外すということで解釈してよろしいのかな。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 今現在ある路線について、基礎調査をしております。例えばその路線の交通

量、そのほか人口規模、周辺の土地利用、そういうことを調べておりますので、それを踏まえて、現実的なものかどうかというのをまず検討いたします。それは、もちろん皆様からのご意見もありますものですから、それを踏まえて、詳細を検討させていただくということで、今現在あるものに対して取り外すという観点よりも、今現在あるものを確認させていただいて、それが都市計画道路として合致するものかどうかということを検討させていただくということでございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） 方法はいろいろあると思いますが、私としては道路が認定されたのであれば、やはり早く着手なり完成するのが務めではないのかなと。いわゆるこの都市計画というのは、やはり10年後、20年後を見据えての都市計画であって、その都市計画に伴っての道路であったはずだと。ところが、全くそれが先ほど19路線の中で7路線が未着手、そして完成がたった1路線ということで、全く機能していないという感じを私は受けたのです。先ほど市長、皆さん認めたのですけれども、いわゆるこの市庁舎の前の道路、国道338号の道路も非常に朝夕の混雑が厳しいと。その部分で、ここもたしか都市計画には入っていたはずですが。大変申しわけありません、私大平町横迎町線と言ったのですけれども、何か正式な名称が横迎町大平町線ということみたいです。ただ私は、これはどちらでもいいことではないのかな、いわゆる横迎町大平町線であろうが、大平町横迎町線であろうが、要は利用する方々が利用できれば私はいいと思う。だから私は大平町横迎町線と。いわゆる逆もまた真なりで、どちらから整備しても、手がけてもいいのではないのかなと。例えば今の中央町、そこから市役所まで、まず道路を先に通すと、これも都市計画道路の一端ではないのでしょうか。そこをちょっとお伺いします。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） ご承知のように、都市計画道路というのは非常に大規模予算が必要になる事業でございます。手法はそれぞれあるかと思っております。早期完成のためにどのような手法で進めていくのかということは我々事務方がきちんと整理しながら考えなければいけないと。議員の皆様からも力をいただいております。金曲金谷線というのがあります。あれは縦のラインでございますけれども、それと十字に交差するような形でこの横迎町大平町線というのがあります。いずれも本当に最重要な路線ではないかと思っておりますので、できるだけ早い完成に向けていろんな手法を考えてみたいと思います。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） 全くそのとおりでございます。とにかく利用している皆様方が利用しやすい、そしてむつ市がよくなればそれで私はいいと思う。それが私はそもそも都市計画の真髄ではないのかなと。そのための都市計画審議会であり都市計画路線を決めた、いわゆるバックボーンにはそれがあると思います。その部分、やはり市長並びに理事者におかれては、机上だけの空論、そして答弁だけではなく、やはり実践をしていただきたいなど、このように思っております。これは、要望としておきます。

そして、最後になりましたけれども、国民健康保険税でありますけれども、先ほど、済みません、私聞き取れなかった部分があるところで、ちょっと数字が間違っているかもしれないですが、そこは指摘してください。

合併前で1人頭旧むつ市において約7万円、旧川内町において1人頭5万8,730円、そして旧大畑町においては6万3,883円、そして旧脇野沢村においては一番安かったのです、5万5,713円ということで、1世帯当たりでいきますと、旧む

つ市が13万9,000円、旧川内町で12万8,638円、それで旧大畑町が13万五千何がし、旧脇野沢村で12万9,730円、こういう金額でありました。いわゆる旧むつ市がマックスの一番高い金額、それに合わせて合併前の金額でいきますと、こういう金額であります。一番高いところと安いところ、いわゆる旧むつ市と旧脇野沢村を比較すると1万5,000円違うと、金額的にいくと。これは、旧脇野沢村の方々、なかなか大変ではないですか、払うの。これを合併当時5年で解消するというところでやってきましたから、それは織り込み済みで合併したのしょうから、これは今さら言って申しわけないですけども、それにしても非常に厳しい金額を徴収せざるを得ないと。

そして、平成20年において15.2%の値上げをした。そして、今の平成22年3月、13.8%の値上げをしたと。引き上げをしたということですよ。そうなりますと、2年間で30%の値上げをしたということです。ざっくり言います。100万円払っていた方が、30%値上げさせると30万円値上げということです。いわゆる100万円払っていた方が、今度130万円払わなければならないと、こういう事態。先ほど私壇上で申し上げましたけれども、非常に生活が大変な方々が一番また大変になる税率改正であります。確かに収納率もあろうかと思えますけれども、やはりそれよりもまずなぜこういう払えない方々、また払う、これ1つまずお聞きいたします。払える方と払いたくても払えない方の区別はきちんとしてあるのでしょうか。その部分、1点お聞かせいただきます。

○議長（村中徹也） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） 今の議員の質問は、払える方と払えない方のすみ分けはきちんとしていくのかということですが、その辺はきちんとしております。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） それは、後ほどでも結構です。資料を出していただけるのでしょうか。

○議長（村中徹也） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） どのような資料を出せばよろしいですか。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） 払える方と、払いたくても払えない方の識別をしてあるのであれば、それを出していただきたい。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 払える方と払いたくても払えない方と、こういうふうな今2つの区分けをいたしましたけれども、こちらのほうとすれば、払えない方には督促状を出します。そして、そのときにはさまざまな状況をかながみながらご相談を受けていくというシステムをとっておりますので、例えば具体的に何名、何名と、こういうふうなことは、その部分、結果とすれば徴収率の中に出てくるので、ご理解できるものと、このように思います。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） 私は別に個人名出してくれ、何名出してくれと言っているわけではない。何%なのか。いわゆる払える方、払いたくても払えない方が何%あるのか、そこをまず見きわめていきたいなど。何を申し上げているかということ、払えない方が多くなる、その部分で払ってきた方々にしわ寄せがまた行ってしまう。いわゆる悪循環、悪いスパイラルになってしまう。国民健康保険税、先ほどそちらのほうから出ましたけれども、いわゆる社会保険とかに入れない方々が国民健康保険に入っているわけですよ。一番弱い方々が入っている。それをどんどん、どんどんこういうふうな値上げしていってしまう。ますます払いたくても払えない状況に入ってしまう。

たしか平成20年の値上げのときにも、やはり収

納率が格段に落ちた。当然今の収納率も悪くなる可能性は十分高くなると。高くして収納率が落ちる。いわゆる生活費に直接かかわる問題。ここはどこかで歯どめをかけなければいけない。徴収率を上げる、それであれば、その上げる部分のご家庭のアフターケアをしてあげなければいけない、いわゆる働く場所を探してあげて、いわゆる家計をきちんと成り立つようにしてあげるような施策であれば私は何も言わない。働く場所をつくらない。若い方がいらっしゃらなくなるまち、むらになっていく。いわゆるまち、むらが成り立たなくなっていっている状態。これはどうでしょう。一昨年でしたか、脇野沢地区の方とちょっとお話ししたら、昨年お子さんが3名しか地区で生まれなかったという。これであれば、10年後どうなるのですかと。いわゆる働く場所を見つけて、つくってあげて、そして家庭がきちんと生活できるような形をつくってあげる、これも政治ではないですか。それであって、いわゆる税率を上げる、税率を上げる、それだったら私は何も申し上げない。働く場所はない、家計費はそのまま、その部分から15%だ、13%だ、値上げしていったのであれば、その家庭はなかなか生活が成り立たないと思いますけれども、市長、いかがですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 働く場所をつくらない、若い人が生活できない、住みつかない、そしてある地区は3人しか出生しない、生活ができる環境ができていないと。これは、すべて国保の関係なのかなというふうに、今お話を聞いていて感じてたわけでございます。しかしながら、赤字が出ている、この赤字が出た部分を補うために3年間で値上げをしようというふうなものを激変緩和ということで5年にしたと、そういうふうなこと。さらにまた、国保の会計、これは赤字を補てんするというふうなことは、厚生労働省のほうの見解で

は、国保財政的には公費で埋めるとすると保険料が安く済むというふうに思う、いいと思うかもしれないが、税金による穴埋めなので、国保加入者以外の住民の負担が生じるというところの公平感というのがまた失われるというふうなことも現にあるわけです。この状況を打破すべく、もう全国で国保会計、非常に大変な状態に今なっている。これはもう共通であります。特に全国市長会でも私も発言をさせていただきましたけれども、この部分において、広域化支援方針というふうなことで、平成24年度中に後期高齢者制度見直し、そして国保、65歳以上の方々を後期高齢者を分けていただきましたけれども、それを一括して広域化でやっていこうというふうなこと。厚生労働省は都道府県単位で運営している後期高齢者医療制度は2013年度に廃止後、65歳以上は原則国保加入とする方針、そして国保も都道府県単位にするということでの移行をスムーズにしたいということで今さまざまな形の中で広域化支援方針と、こういうふうなものも打ち出しているわけでございます。そういうふうな意味で、赤字を埋める、それ以前のお話をなさいましたけれども、そういうふうなことのないように、何とか今行政を、一般会計の赤字を解消しながらさまざまな手を打っているところでございまして、それはまた一朝一夕にできるものではございません。出生率を上げるためにはどうすればいいのか、また働く場所をつくるためにどうすればいいのか、そういうふうなことは、さまざま長期的なものもあります。中長期の中で検討して、またご協力をいただかなければいけないものがあります。しかしながら、短期的には、やはり一般会計の財源を確保するため、けさほどありましたけれども、一般財源をどうやって確保すればいいのか、そのためにはどうしていけばいいのかというふうなことで今取り組んでいるわけでありまして、国保がこうだから、働く場所ができ

ない、それから若い人がここに定着しないという視点は私はいかがなものかと、このように思います。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） どうも聞き違いしているようで、私が国保がこうだから、そこに人が住みついていないとか、若い人がいないという論議をしているつもりはさらさらございません。

まず皆さん、お支払いするためにも大変な思いをなさっておる。特に国民健康保険税は、いわゆる漁業者の皆さんだの個人商店をなさっている方々、個々にいろいろ大変な方々だと思えます。その中で町村の合併した皆様方、市民の皆様方は非常に高い保険税、マックスに持っていかれてしまっている。この部分でやはり市としてもいわゆる合併の意義性、ちょっとずれてきましたけれども、合併の意義性、何で旧脇野沢村、旧川内町、旧大畑町の皆様方が合併に同意をなさったのか。やはりむつ市と合併すれば何かがよくなると、建物がよくなるだけではなく、生活もよくなるという考え方で合併なされたはずで。その部分が一向に、生活が旧態依然ではなく、非常に疲弊し始めてきている。この部分は、市長、やはり旧むつ市として我々の責任もかなりあると思えます。その部分、働く場所、これをやはり確保してあげる、ちょっと国保税からずれましたけれども、そこから始めるべきではないでしょうか。

時間も迫りましたので、私の質問はこれで終わります。

○議長（村中徹也） これで、野呂泰喜議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月22日は浅利竹二郎議員、工藤孝夫議員、千賀武由議員、中村正志議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時24分 散会

